

第92回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第3日)

令和元年12月11日(水曜日)

出席議員 (13名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
	7番	竹 内 日 出 夫		
	9番	岡 本 義 次	10番	金 谷 英 志
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	山 本 幹 雄
欠席議員 (1名)	8番	石 堂 基		
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	中石嘉勝	書記	鎌田康正
	書記	大上千佳		
説明のため出席 した者の職氏名 (18名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	浅野博之	総務課長	藤木卓
	企画防災課長	服部憲靖	税務課長	山田裕彦
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	福本秀基
	高年介護課長	長峰忠夫	農林振興課長	衣笠俊博
	商工観光課長	真岡伯好	建設課長	重崎勇人
	上下水道課長	梶本周作	南光支所長	竹内秀夫
	三日月支所長	服部吉純	会計課長	大永克司
	教育課長	宇多雅弘	生涯学習課長	安東文裕
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

日程第1．一般質問

午前10時00分 開議

議長（山本幹雄君） おはようございます。

議員の皆様、また、町当局の皆様には、昨日に引き続き、ご出席を賜り、まことに御苦労さまでございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、石堂議員より入院治療のため、欠席届が提出され受理しておりますので、報告しておきます。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中に守るべき事項を遵守いただき、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

直ちに日程に入ります。

日程第1．一般質問

議長（山本幹雄君） 日程第1は、昨日に続き一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次議長より指名します。

まず、初めに、7番、竹内日出夫君の発言を許可します。はい。

〔7番 竹内日出夫君 登壇〕

7番（竹内日出夫君） おはようございます。

議席番号7番、公明党の竹内でございます。

本日は、車の急発進等を防止する装置の設置促進策についてと、外国人に向けた行政サービス向上について問うの2件について、質問をさせていただきます。

この席からは、1件目の車の急発進等を防止する装置の設置促進策についてを質問させていただきます。

兵庫県は10月から、高齢運転者の交通事故を防止するため、アクセルとブレーキの踏み間違いによる車の急発進を防止する装置の設置費用を県単独で補助する事業をスタートしました。

対象者は75歳以上の高齢運転者で対象車両は、本人が常用している自家用車で補助対象装置はアクセルを急激に踏み込んだ場合にセンサーが異常を検知する急発進抑制タイプと一定範囲内の障害物を超音波センサーが感知し、加速を抑制する障害物感知タイプの2種類となっております。

標準的な装置設置費用4万4,000円に対し、県はその半額の2万2,000円を補助額の上限としています。

既に県内では、補助額の半額の1万1,000円を補助する自治体があります。

この制度を利用すれば、本人負担は1万1,000円となります。

町では、運転免許返納者に、さよさよサービスやコミュニティバス。また、タクシー運賃助成利用券など、外出支援に努めておられますが、運転免許証を返納された方から、運転免許証を返納しなかったら良かったとの声を聞きました。しかし、免許証を返納した方

が再度、免許証を取得するためには、新たにペーパー試験と技能試験を受ける必要があり、大変な労力が必要になります。

町内は広く交通不便な所も多く、移動に便利な車を少しでも長く安全に運転できる環境をつくるためにも、県の補助に上乗せした町の補助制度をつくってはどうかと思いますが、町長の見解を伺います。

再質問につきましては、議員席からいたします。

議長（山本幹雄君） はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） おはようございます。

本日も昨日に引き続いて4名の議員の方から一般質問の通告を受けております。

それぞれ、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、最初に竹内議員からの質問で、車の急発進等を防止する装置の設置促進策についてのご質問にお答えをさせていただきます。

佐用町のような、公共交通機関のない地域におきましては、自動車は、日常生活を営む上で、なくてはならない交通手段であります。

高齢者の方が積極的に外出をされることは、認知症やうつ病の予防、体力維持による健康増進はもちろん、毎日を心豊かに生活することにつながるのではないかというふうに考えます。

しかしながら、一方で、高齢運転者による重大な交通事故が数多く発生をし、その都度、新聞・テレビなどのメディアで報道され、社会問題になっていることは、ご承知のとおりでございます。

当然、交通事故は全ての世代に関係することで、高齢運転者に限るものではありませんが、アクセルとブレーキの踏み間違いによる重大事故のもたらす、その大きな影響、恐ろしさを改めて感じている次第であります。

さて、兵庫県内におけるアクセルとブレーキの踏み間違いによる事故については、平成26年から平成30年の5年間で約1,000件余りが発生をしております、75歳以上は74歳以下と比較をして、事故発生率が高い傾向にあるというふうに聞いております。

本町における高齢者への交通安全啓発については、高年クラブでの交通安全教室の開催や、ウォーキングイベントなどでの啓発活動など、佐用警察署からも職員を派遣していただいて、実施をしているところであります。

また、本年10月から県の高齢運転者交通事故防止対策補助制度としてつくられました、踏み間違いを防止するための装置の設置補助が開始をされたことを受けまして、11月5日には各単位の高年クラブ会長にその制度の説明会を開催するとともに、防災行政無線放送でも制度の周知を行ってきたところでございます。

後づけの安全装置には、ご質問にもありましたように、誤ってアクセルを強く踏み込んだ際に作動するタイプと、障害物を検知するセンサーと連動して作動するタイプがございます。双方とも、加速を抑制し、重大事故の防止を目的としているものでありまして、完全に停車するにはブレーキを、当然、踏む必要がございますが、誤ってアクセルを踏み込んだ場合には警告のブザーが鳴るなどいたしますので、異常事態の認識ができ、発進時などの踏み間違いによる重大事故の抑止・軽減につながるものと思われれます。

設置につきましては、正規ディーラーをはじめ、山崎やたつのあるカー用品店でも取り付けることができますが、町内においては、自動車整備業組合に問い合わせたところ、

設置後の保証等の問題で現在、組合で調整中というふうに聞いております。

当然ながら、これで全ての安全が確保されるわけではありませんが、町といたしましては、高齢運転者の不安を1つでも取り除き、町民の皆さんが引き続き安心して暮らしていただけるよう、この問題については、国の動きもありまして、かなり流動的などころもあります。現在の県の補助金に随伴する制度の創設に向けて、町としても準備を進め、早ければ3月議会で上程をさせていただきたいというふうに考えております。

なお、運転に不安を感じられる場合は、運転免許を返納していただくことも引き続き推進してまいりたいと考えております。

竹内議員も、今、ご質問の中にもありましたように、佐用町では、さよさよサービスやタクシー運賃助成、また、コミバスの運行など、近隣市町と比較していただいても充実した外出支援サービス事業の実施を行っており、また、運転免許証を返納された方には、さよさよサービスやタクシー運賃助成券などを配布させていただいておりますので、これを契機に町が行っている外出支援サービスを体験をしていただき、引き続きお出かけしていただけるよう支援を続けてまいりたいというふうにも考えております。

さらに町では、JR 姫新線や智頭急行線の利便性向上に対する要望活動等も行っておりまして、これらの充実した総合的な地域公共交通について、将来にわたって持続可能なものとなるよう、引き続き努力を行っていくとともに、高齢者の方のみならず、町全体での交通安全の意識啓発にも努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、ご質問に対するこの場でのお答えとさせていただきます。

議長（山本幹雄君） はい、竹内日出夫君。

7番（竹内日出夫君） どうも前向きな答弁、非常にありがとうございました。

参考までなんですけれども、既に神戸市では、県の補助に上乗せして1万1,000円を助成する。これも決めておられます。

それと、新聞にも載ってございましたけれども、赤穂市では75歳以上の市民に、その装置をつける場合には補助すると。2019年度、それから2020年度に60台ずつを予定されているそうです。

ちなみに、たつの市では、県の補助と同額の補助をするため120万円の補正予算をつけるということ聞いております。これによりますと、本人負担はゼロということになるんですけれどもね。

これだけ、高齢者の外出支援と言いますか、そのこういう機運が高まってきたのかなという感じも持ちます。

ちなみに、佐用町の75歳以上の免許保有者、これは今年の10月末現在ですけれども、1,472人おられるそうです。

平成29年、30年、31年9月末現在の運転免許の返納者数が、平成29年度は111人、それで、佐用町高齢者運転免許証自主返納支援事業、これはタクシーチケットとか、バスの助成、これを申請した人が103人。

それから、平成30年度は、返納者数が117人で、91の方が支援事業に申請されております。

それで、平成31年9月末現在では、75の方が返納されて、56の方が支援事業に申請されている。

この返納者数と支援事業に申請された方、これ差はあるんですけれども、申請されなかった方については、家族と一緒におられるとか、近所に頼めば乗せていってもらえるとい

う方ではないかなと思うんですけども、まだまだ、この町長の答弁をいただいて、こういう装置をつけようかなという方、必ずおられると思うんですね。

だから、非常に前向きな答弁いただいて、あまりこの質問することがないんですけども、その補助額を半額するとか、どのくらいを考えておられるんですか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 交通事故の中でも、このアクセルとブレーキの踏み違いというのは、非常に危険な重大事故を起こす、そうした確率が非常に高い事故ではないかと思えます。

新聞報道等については重大事故が放送されますので、余計、そういうふうに感じるのかもしれない。

ただ、自動車の構造上、本当にこのアクセルとブレーキというのは側にありますから、これは高齢者だけじゃなくって、誰でも、そういうふうな間違いを起こす可能性、非常に高いんですよ。構造的にも。

だから、そういうことで、メーカーのほうも、自動車メーカーも、これは当初から、全ての車種にそうした装置をつけるという、そういう方向にあるというふうにも聞いております。

これは当然だと思うんですよ。

やっぱり安全な車をつくる上では、当然、とまるということが一番大事なので、どうしてもアクセルとブレーキというのは、本当に一番危険だと。こういうことが、もう既に、そちら、メーカーのほうでも進んでいるという状態の中で、当面、緊急的に、こういう補助装置を開発されて、これを推進しようということだと思います。

そういう中で、先行して、そうした県なりが、そういう制度をつくるということなんですけれども、今般、いろんな経済対策ということで、国のほうも、この2019年度、今年度の補正予算として、相当大型の補正予算が、今、検討されているというふうに聞いております。その中においても、この自動車のブレーキ、アクセル踏み間違い、この防止装置、この件について、相当大型の補正を考えているということ、そういう情報も聞いております。1,000億円を超える、この対策というようなことなので、国の制度が、どういう制度にされるのか。いろんなところが、別々に、バラバラにやってきているので、そのへん非常に流動的と言わざるを得ないんですけども、装置そのものは、かなり既に開発をされて、すぐにでも、それが取りつけられるという状況であるということなんですけれども、今、県の2分の1、通常であれば、その町との随伴補助ということの形をとれば、その2分の1ということが、通常の制度上の、大体、今までの仕組みです。

ただ、国が、今度、総額1,000億円を超えるようなものを、本当にこの補正、2019年度の補正で、2019年度の補正と言え、今年度は、残りわずかがですから、来年度に持ち越してということにもなるかと思えますけれども、それが、どの程度の補助になり、制度になるのか、そういうことも見極めながら、できる限り、負担を少なく、皆さんが、早くつけていただけるような、そうした制度に、当然していくべく、町としても検討していきたい。そのように考えております。

ただ1つ、先ほども答弁で申し上げましたけれども、この非常に安全、事故につながる補償の問題がありますので、この装置が、そうして開発されたと言えども、装置の取り付けの不具合によって、もしそれが装置がうまく働かなかったとか、何か事故があった時に、その取り付け業者に対する責任ですよ。こういうことが、当然、生じてくるわけです。

だから、町内の自動車関連の整備業者の方々も、早くこれを1つの事業、国も経済対策としての観点も持って考えておりますので、そういうところの技術的な問題。こういう問題も解決を、できるだけ早く、そのへん検討されて、責任を持って取りつけていただく。

そうなれば、町としても、その制度の中で、町内の整備会社も、例えば指定をするとか、いろいろな、町独自の考え方も生まれてくる。考える余地が出てくるわけですがけれども、そういうことも含めて、町としては、できるだけ早く、制度を検討して、また、条例として、今のところは最速3月ということになりますけれども、3月の議会には上程ができるように考えていきたいと思っております。以上です。

〔竹内君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、竹内君。

7番（竹内日出夫君） 先ほど、町長が言われましたように、業者としても、責任問題がかかってくるということを心配されておられる方、言う方もおられました。確かにそうだろうなと思っております。

しかし、この取りつけた業者に責任があるのではなくって、やっぱり本人が普段から気をつけて運転するというのが一番大事じゃないかなと思っております。

それで、補助をされるようになったら、台数なんかは、町長、何台ぐらいというように考えておられますか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） それは、そういう申請をしていただくのは、それぞれの皆さん方が、自分の意思でしていただきますから、今、制限ですね、75歳以上とか、そういうようになれば、今、先ほど、竹内議員が調べられたとおり免許の保有されている方は、1,000何百人ということになります。その方が、全員申請されるとは思いませんけれども、ただ、この装置というのは、本来、そういう高齢者だけの問題ではないなど、私は、感じがいたします。

できる限り全ての車を、本来は、乗っておられる方、危険性は同じようにあるわけですから、そういう事故防止の観点から見れば、本来は、対象にしなきゃいけないだろうと。

メーカーも当然、だから、そういう高齢者用の車というんじゃなくって、全車種に、それを、装置をつけていくというのは、義務づけられてくると思いますし、そういうことはメーカーとしても考えられると思っておりますので、ただ、当初、そういうことで、今、すぐに、緊急的に、そうした制度をつくるということの中で、町としても、ある程度は、当面、将来的には全車ということになろうかと思っておりますけれども、まず、スタートとして、年齢的に何歳以上ということにもなろうかと思っております。

その程度であれば、予算的には、全員がつけられても、それに対応できるだけのことはしなきゃいけないだろうと思っておりますので、別に何人ぐらい予想するかという、予想はして、当初の予算は、当初置きますけれども、足らなければ補正をさせていただきます。よろしく申し上げます。

〔竹内君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 竹内君。

7番（竹内日出夫君） ありがとうございます。

政府方針としても、町長も言われましたように、自動ブレーキの厳格化ということは、これ、読売新聞の11月10付に載っておりました。国際基準、新車に義務づけるというようなことで載っておりました。

この装置がついていない車の高齢者、自分が、ちょっと危ないなと思ったら、やっぱり、早め早めにつけてもらって、安全運転で活動してほしいなと思っております。

この質問については、これで終わります。

続いて、外国人に向けた行政サービス向上について問う。この件について、質問させていただきます。

本町には、約150人の外国人が住んでおられます。国籍はベトナム、中国、タイ、韓国、北朝鮮など13カ国の方がおられます。

また、来年はオリンピックが日本で開催され外国人の方が多く日本に来られます。そのうち、何人かは佐用町に観光や家族に会うために訪れる方があると思います。

そこで、外国人に向けた行政サービスの現状と課題について、以下の点についてお尋ねします。

1番、月に何人くらいの外国人が、役場に来られますか。また、どのような用件で来られていますか。

2、生活や行政情報などわかりやすく説明されていますか。

3、各種行政手続きについて外国人はスムーズに理解されていますか。

4番目、窓口での対応をスムーズにするため、自動翻訳機などを活用してはいかがでしょうか。見解をお願いいたします。

議長（山本幹雄君） はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、竹内議員からの2点目のご質問でございます外国人に向けた行政サービス向上について、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の月に何人ぐらゐの外国の方が、役場に来られますか。また、どのような用件で来られますかということについてでございますが、窓口に来られました外国人の人数を申し上げますと、昨年度は48人、本年4月から11月末現在で、59人と昨年を上回り増加をしております。本年4月以降の月別の状況では、最も多い月で22人、少ない月で1人となっております。また、外国人の方は、一度に3人から4人、多い時には8人が一緒に来られております。

佐用町へ来られる外国人の方は、町内にあります企業の技能実習生や日本人学校の留学生として、住民登録の手続きに来られているのが大部分であります。

次に、2点目の生活や行政情報など、わかりやすく説明をしていますかということについてでございますが、外国人の方の住居は、町内の会社の寮、学生寮での集団生活がほとんどのため、会社の関係者等から、日本で一般的な生活スタイルなどと合わせて、お住まいの地域での暮らし方、ごみの出し方等についてご指導やアドバイスをいただいていると聞いております。また、ごみの出し方については、窓口におきましてガイドブックやお住まいの地域のごみ収集カレンダーもお渡しをして、その付き添いの方にも説明をさ

せていただいております。

防災関係では、災害時には、さよう安全安心ネットに登録した一般住民向けメール及びスマートフォンアプリにより情報発信しておりますが、その配信システムは、同時に、同じ内容を外国語に自動翻訳し配信する機能を備えているため、外国語を選択した方にもメール及びアプリにより情報発信をいたしております。選択できる言語は、英語をはじめ、中国語、ベトナム語など12言語となっております。このサービスへの登録については、住民課窓口において、外国人登録の手続きをされた際に、企画防災課がハザードマップの内容とともに説明をしております。

また、町のホームページでは、グーグルが提供するグーグル翻訳により英語、中国語、韓国語に翻訳をされ、避難所やハザードマップなど防災情報を提供をしております。

次に、3点目の各種手続きについて外国人はスムーズに理解がされていますかということですが、外国人の方におきましては、会社の寮などに入居される単身の方がほとんどでございます。

転入される外国人の方は、日本国内の日本語等の研修センター、また、母国で日本語の研修を受けた後に佐用町へ直接転入、または、他市町からの転入もございますが、転入までに日本語の勉強がされているのが、ほとんどであります。

転入時の手続きにつきましては、窓口で転入届をしていただき、状況に応じて防災行政無線、姫路ケーブルテレビ、町の水道・下水道、防災関係などについて、各担当から丁寧に説明をさせていただいておりますが、ご理解が得られない時もありますので、その場合は、付き添いの方を通して説明をさせていただいるところでございます。

次に、4点目の窓口での対応をスムーズにするための自動翻訳機などを活用してはいかがかということについてでございますが、先ほど申しましたとおり、外国人の方は、ほとんどの方が技能実習生、留学生として佐用町へ転入されますので、住民登録の手続きのために、そのために来庁をされております。

その手続きにおきましては、説明や書類への記入に少し時間がかかることもございますが、今までに大きなトラブルもなく手続きを行ってきております。

そういうことで、今後も外国人の増加が予想されますので、転入の状況や近隣市町の動向も把握しながら、通訳コールセンターの活用もしつつ、そうした自動翻訳機等の機能等も見ながら、そうした導入についても検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔竹内君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、竹内日出夫君。

7番（竹内日出夫君） ありがとうございます。

現在のところ、付き添いの方かが通訳してくれるということで、スムーズにいておるという答弁をいただきました。

それで、ちょっと込み入った話になると、通訳の方も、付き添いの方もわからないこともあると思うんですね。

英語や中国語、また、韓国語を話せる職員さんは、どのくらいおられるかわかります。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 役場全体で、そうした言葉が話せるかどうかというのは、私も、個人個人のことはわかりませんが、英語はかなり、それなりに勉強もみなしてきておりますから、理解ができる職員も多いと思いますけれども、なかなか、そうした日常会話、そうしたことが、スムーズにコミュニケーションができるということになると、非常に少ないと思います。

ですから、こうした通訳も必要にもなるし、会社等においては、当然、付き添いの方が一緒に来られるという状況です。

ただ、佐用町に来られる、そうした今、特にベトナムなんか非常に多いんですよ。ベトナムとかタイ、そういうところでは、かなり日本語を勉強して、逆に来られておりますので、そういう面では、今言う窓口で、それほど大きな混乱もなく、スムーズに、そうした手続き、行政上の手続きはできているということでもあります。

〔竹内君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、竹内君。

7番（竹内日出夫君） 日本に来られる方は、日本語を勉強されてきていますし、それと、世界共通語と言えいいんでしょうか、英語ですね、英語でやり取りすることもあると思うんですけど、私の経験から言いますと10年近く学校で英語を勉強したんですけど、全く話せません。ゆっくり話してもらったら、ああ、こんなことを言われておるのかなということは感じ取れるんですけどね、ただ、それで、また、英語で返そうと思ったら、これもできません。

やっぱり、私らが小さい時から語学、英語を勉強したんですけども、この英語の勉強の仕方が間違えておったん違うかなと、受験勉強いうんですかね、文法とか、そんなことばかりとらわれて、話すことに、あんまり力を入れてなかったというのが1つの原因だと思います。

翻訳機については、私が調べた中では75言語に対応するものもあるそうです。それで、値段的に言いますと、高いので14、15万円。安いのであれば、もう2万円前後であるということなので、やはり付き添いの方もそうなんですけど、やはりこの、じかに翻訳機通して、やり取りされたら、もっとスムーズに、この窓口対応できるのではないかなと思うんです。

町長が、自動翻訳機を導入については検討するという答弁いただきましたので、やはり住民課とか、ほかに来られるところ、住民課が一番多いと思うんですけどね、そういうよく来られるところには、やっぱり1台ずつぐらい置かれて、もっともっと外国人も安心して町の職員とやり取りができるというような環境をつくってほしいなと思います。

それで、検討すると言われましたので、これについても、あまり高くないもの、1台ずつぐらいを置かれてスムーズな対応をお願いしたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 今、そうした技術革新で、本当に自動翻訳が即いろんな言語に対応できるというのも知っておりますし、既に私も、ちょっと持って、先般、ヨーロッパのほ

うへ行った時にも、そういう簡単な現地の方との話については、ある程度通じるようなことは、その翻訳機でできます。

ただ、行政上の手続きなので、日常会話という形だけでは済まないところがあると思うんですね。

私も、本当に安いのは、そういうの持っておられるのは、簡単な手にも持てるスマホぐらいな物ですよ。ですから、窓口のほうに、必要なら置いたらということは、既に、窓口のほうには言っています。以前から。

ただ、窓口にとっては、あまりそれ、欲しいとかという要望がないというのは、今のところ、あまり必要性を感じていないということかなと思います。

今後、まだ、いろんなところから、今、来られます。ただ、単独で、観光で来られたり、1人で行動されているような外国の方もおられます。そうした、今、ほとんどが、今、実習生とか、日本語学校とか、そうした形で、付き添いの方もいて、みんな一緒に来られるというような方が多いので、窓口の担当者においても、行政上のそうした役場の手続きという点については、それほど混乱もない。何とか、スムーズにいつているということだと思いますけれども、今後、街のほうに、そうした、いろんなところの国から来られて、来ると、なかなか、それに対しての説明が誰もできないというようなことで、意思疎通、コミュニケーションができないということになれば、今、そういう技術もありますから、簡単な物でも、ある程度のことはできますので、そういうことは、やっぱり必要、備えておくことは必要な時代かなというふうにも思っておりますので、検討はさせます。

〔竹内君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、竹内君。

7番（竹内日出夫君） どうもありがとうございました。

ぜひとも、このいろんな機械を活用して、スムーズな対応をしていただきたいなと思っております。

これで、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（山本幹雄君） 竹内日出夫君の発言は終わりました。

続いて、5番、小林裕和君の発言を許可します。はい。

〔5番 小林裕和君 登壇〕

5番（小林裕和君） 5番議席の小林裕和です。よろしくお願いたします。

新しい天皇になって、皇室行事もほぼ終わり、名実ともに令和の時代となりました。

私は、令和2年度の重要施策と予算編成の方針はということで、お伺いさせていただきます。

町も合併から14年を経過し、以後、将来の方向性を見据え、少子高齢化、人口減少等を踏まえて、本町が抱える諸問題・諸課題に対応するべく佐用町総合計画を基本とし、まちの現状や社会の潮流を見据えた基本構想や基本計画、また、分野ごとの計画等に沿って、その時々判断で、現状の課題に配慮しながら、各分野広範囲にわたっての途切れのない施策に取り組まれてきました。

これら施策を実現していくに当たり、根底にあるのは町民の理解と、町長も機会あるごとに話されている行財政改革の推進であり、また、基盤にあるのは、安定した財政運営が

なされているからであることは言うまでもありません。

しかしながら、今後、今のように都市部への人口流出に歯どめがかからず、少子高齢化が年々進んでいる状況では、今のまま続けられるとは考えられず一層厳しくなると予想されます。

行財政運営が比較的安定している今だからこそ、各施策を改めて洗い出し、見直して、分野ごとに特化して取り組むべき対策を考えていかなければならないのではないかと考えています。

今後も、町民生活における安全性、快適・豊かさ、利便性を求めていくことは大事ではありますが、その施策等全てを行政が担い、支援をしていくことが困難な時代が来ることを危惧しています。

改めて、各分野、事務事業の洗い出しと見直し状況、佐用町行財政改革大綱の検証と重点に取り組むべき施策、行政と地域住民が取り組む事務事業の見極めの現状、これらを踏まえての令和2年度に向けての重点施策と予算編成の方針をお伺いいたします。

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、小林議員からのご質問であります令和2年度の重要施策と予算編成方針についてのご質問にお答えをさせていただきます。

佐用町行政を取り巻く環境は、少子高齢化を起因とした人口減少問題だけではなく、高齢化による社会保障費の増大、町民ニーズの多様化、インフラや各種公共施設の老朽化とその更新、地方交付税の合併算定替特例の段階的な縮減や、また、人口減少による交付税の減少等、行財政は、今後、年々厳しくなっていくことは明らかでございます。

行財政改革は、税を財源とする行政、町政にとって、終わることのない永遠の命題であり、限られた人的・物的・財的資源を有効に活用し、行政機能や政策効果を最大限向上させ、将来に向けて持続可能な行財政基盤を確立することが重要であります。

そのため、第3次行財政改革大綱、これは平成27年度から令和2年度までの5年間として大綱を定めておりますが、これによって少子高齢化や過疎化、地域の活性化等の課題にバランスよく対応しながらも、人口減少社会・少子高齢化社会に適合した持続可能な町政を構築していくために、政策・施策レベルで事業の取捨選択を行った上で、事務の簡略化を指向して、効率化を図りながら、生活基盤を維持・向上していくための戦略を構築していく必要があり、努力しているところであります。

6月定例議会の一般質問でもお答えをさせていただきましたように、町として重点を置いて取り組む施策を洗い出し、町行政として進めていく事業と、住民並びに地域に協議をして、地域においても対応していただく事務事業を見極めていく必要があるというふうにも、当然、考えております。

実際に行財政運営責任者の立場では、厳しい選択と判断になると思いますが、町として、住民サービスの水準を維持し、向上していくためには、長期的な展望により積極的な行財政改革を進め、効率的で効果的な行財政運営を確立していかなければなりません。

そのため、第3次行財政改革大綱に基づき、新たな行政ニーズに対応し、持続可能な町政を構築していくために、さまざまな「しくみ」を改革し、歳入確保や歳出の適正化等を行い、町として重点を置いて取り組む施策を洗い出し、行財政改革に取り組んでいるところでございます。

さらに、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の適切な規模とあり方を検討し、可能

な限り次世代に負担を残さない効率的、効果的な公共施設の配置にも取り組んでいるところであります。

現在、予算編成中の令和2年度の当初予算案では、一般会計約124億5,000万円余り、特別会計・企業会計を合わせまして、総額で213億円程度を見込んでおりました。令和元年度と比較いたしまして、一般会計では約3.9パーセント、約5億円の減、総額で約1.6パーセント、約3億4,000万円程度の減というふうな予算の、今、状況になっております。

令和2年度の新規事業といたしましては、三日月支所の庁舎の大規模な改修事業。また、三日月浄化センター改築工事。平福での木村邸の保存や活用改修事業。また、利神城跡の石垣等の応急対策事業などがございます。また、引き続き佐用朝霧園の整備工事等を行い、令和2年7月には、これを移転する予定となっております。

また、年々厳しさを増す地域経済対策として、中小企業者創業・第二創業支援事業及び中小企業者支援融資利子補給事業を引き続き実施するとともに、小規模事業者の持続化及び次の世代への事業継承の推進を図るべく、新たな施策の検討も進めております。

さらに、先日、産業厚生常任委員会が島根県江津市で視察をされましたビジネスプランコンテストというような施策についても、その報告を担当者から受けておりました。そうした施策においても、検討をし、事業化に向けて検討するよう、指示をしているところであります。

そのような、今、検討中でありましては、来年度、令和2年度の一般会計、また、特別会計予算につきましては、佐用町の規模といたしましては、引き続き、今年度と比べますと、若干、減少するという形にはなりますけれども、やはり佐用町の規模としては、大型の予算になるというふうに考えております。

そうした予算によって、住民の皆さんが安全・安心して暮らし、子育てをし、将来を担う世代へ町を引き継いでいけるように、今年度、令和元年度と同様、「安全で安心して暮らせるまちづくり」、「将来を担う子供たちを育てる教育と子育て環境」、そして、「産業と観光の振興」、この3つを柱として、新年度予算を編成をして、厳しさを増す将来に向けて町政運営を着実に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

主だった事業について、その1つの柱ごとに、若干、触れさせていただきますけれども、第1の「安全で安心して暮らせるまちづくり」についてであります。住民が安全・安心に暮らせる町を目指して、福祉や防災など各分野において、事業の充実を進めてまいります。

福祉の面では、先ほど申し上げました養護老人ホームの整備をはじめとした高齢者福祉の推進、また、休日・夜間診療等の安定運営に向けた支援の推進、予防接種や検診の充実など福祉及び健康づくりの推進に、まず、取り組んでまいります。

防災の面では、西はりま消防と連携して、救急・消防の機能向上を目指すとともに、町情報通信施設の整備を進め、行政情報とともに災害情報等安定した通信環境を整えてまいります。また、道路・橋梁の改良及び下水道施設の統合などインフラの改善と効率化を進め、効率良く将来にわたって安心して暮らせる町づくりの基盤を目指して取り組んでまいります。

第2の「将来を担う子供たちを育てる教育と子育て環境」についてであります。教育の面では、小中学校及び保育園の規模適正化の計画に伴い、施設の整備等を進めてまいりましたが、引き続き教育・保育環境の改善に努めてまいります。

子育て支援においても、これまでの町独自の取り組みを継続するとともに、児童・生徒の副教材費相当額についても、商品券を発行するなど、この支援を継続してまいります。

第3の「産業と観光の振興」ということについてであります。農業面では、引き続き地域特産品の高付加価値化及び販売促進に取り組み、新しい農業経営を推進してまいりた

と思います。特に、5月に国の地理的表示登録制度に登録をされました佐用もち大豆のブランディングや販路拡大を図るとともに、農産物特産定着化補助金の増額や農機具の購入補助を行って、佐用もち大豆の生産力強化対策にも取り組んでまいりたいと思います。また、既存事業の推進及び見直しにより、総合的な農業振興にも取り組んでまいります。

林業面では、既存事業の着実な取り組みに加えて、さらに山林所有者の管理責任についての再認識を促し、また、個人でどうしても管理できない山林につきましては、これの公有化に向けた取り組みを検討するため、アンケート調査を現在実施しているところですが、そうした取り組みを、来年度、具体的に加速化していきたいと考えております。森林の管理状況や今後の森林の活用について、そうした調査によって分析を行い、森林環境保全による林業の振興と災害の軽減にもつなげていきたいというふうに考えております。

商工業面では、引き続き商工会等関係団体との連携を深め、事業者にとって有効な支援施策の推進に取り組んでまいります。

観光面では、本町のさまざまな資源を有効に活用して、入込客数の増加を図るため、地域産業の活性化や利神城跡の保存活用、また、応急措置、木村邸の保存や活用改修事業、こういう面に、事業に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、簡単ではありますが、令和2年度の事業の施策や方針について触れさせていただきました。ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、小林君。

5番（小林裕和君） 令和2年度の重点施策の方針ということで、現段階では、まだ、12月ですので、予算編成中。また、これから、いろいろ熟慮されて作成されていくのだろうと思いますけれど、今の段階で、重点施策の方針、また、予算のそれぞれの項目の概要をお聞きまして、理解はいたしました。

それで、少し、再質問をさせていただきます。

行財政改革は、町政にとっては永遠のテーマ、変わる事のない課題だと。限られた財源を有効に活用し、行政組織や機能、施策の効果を向上させ、将来に向けて持続可能な行政運営をしていかなければならないということです。

それがために、組織・機構の見直し、定員及び給与関係の見直し、人材育成の推進、財政運営の健全化、事務事業の見直し、資産の管理と有効活用、受益者負担、補助金等の適正化、協働のまちづくりの推進、効率的な電子行政と情報化の推進、環境配慮型社会の構築を改革項目として第3次行財政改革をまとめて、個別実施事業を掲げて推進されております。

その中で、昨日、千種議員の質問でも、少し重複すると思うんですけども、人材育成という観点から、昨日のご答弁で、職員からの提案、事業提案（聴取不能）、政策的なものはどうでしょうかと、何件ぐらいあるのでしょうかというご質問があった時に、まあまあ現状を考えて、具体的な政策は少ないけれども、提言があれば考えていくということで、町長は、答弁されております。

それで、この行財政改革をしていく中での推進体制の概要図の中で、全職員のアイデアの提言・資料提供等の協力というところがあります。

それを受けて、行財政改革推進のワーキングチームが受けて、また、行革本部のほうへ上げて検討していくという、協議をしていくという段階があります。

その全職員からのアイデアの提言、それは、どの程度言うたら、昨日の答弁も政策的な

ことは、昨日の答弁もあったんですけども、ほかにどんな内容で、そういう提言が上がって来たのか。少し内容等がわかれば、教えていただきたいというふうに思います。

〔総務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、藤木総務課長。

総務課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

まず、おっしゃっております行革のことなんですが、私も合併当時のことを思い出しておったんですが、第1次の行財政改革の大綱というものが、合併後にすぐにつくられたわけですが、その中身は、全て、私もワーキングチームの一員として参加したんですが、中身的には、これ全て何項目か、第3次では個別項目が54項目あるんですが、第1次でも幾つか項目があったんですが、それは全て職員の提案と言いますか、職員が何回も何回も寄ってつくり上げたものでございます。

それから、総合計画、これにつきましても全て職員がワーキングチーム、プロジェクトチームだったか、どちらか忘れましたが、全て職員の手によって、もとの項目から、発案から作成まで、最後は、コンサルの手に委ねた部分もあるんですけども、総合計画につきましても、全て職員の手によってつくり上げたものでございますので、総合計画は、町のもとになる大もとの計画でございまして、それに基づく施策というものを、今現在やっておるわけですけども、それら全て職員の発案が根っこにあるというふうに、私は理解をしております。

以上でございます。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、小林君。

5番（小林裕和君） まあまあ、昨日の何度も言いますけれども、昨日の千種君の質問の中とも少しダブルと思うんですけど、この行革大綱の中で、人材育成の項目で、職員の意識改革と人材育成、見直し内容、目標等で地方分権の推進や多様化する住民ニーズ等さまざまな行政課題に対応し、住民が満足できる行政サービスを提供するため人材育成と能力開発を目的とする。

本町に適応した人材育成基本方針を作成し、意識改革と能力開発に取り組むとあります。

それから、平成29年度までの実績という形で、取り組み実績で、その基本方針に基づいて、職員に必要とされる基本的な能力はもとより業務遂行に必要な職務要件を満たすべく人材育成を行ったというふうにあります。

それを行ったということで、今まで、職員の意識がどのように変革してきたか。感じられるようなところはあるでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 新しい佐用町になって、14年。合併後の新しいまちづくりの中で、当然、いろんな行政課題を整理しながら、先ほど総務課長が申しあげましたように、常に、

これはどういう時代においても必要ですけれども効率的で、また、将来を見越した財政基盤をしっかりとさせて住民サービスを充実していく、その目的のために行財政改革と。

ただ、予算を削ったり、人員を減らすだけではない。いろんな課題を上げて、そうした項目ごとに目標を掲げながら行財政改革大綱というものをつくって、推進をしてきたところでは。

そういう中で、やはり職員も、当然、人材育成の中で、昨日もいろいろと申し上げたと思いますけれども、研修計画なんかもつくって、いろいろな職員への研修の機会もつくり、また、一緒にそうした課題ごとにプロジェクトチーム等も編成をして、みんなで考えるという、そういう体制は、そういうことを、まず、やってきた中で、職員の意識、また、能力、そういうものも向上してきたというふうに、私は、考えております。

それによって、各それぞれの事務事業、いろんなものがあるので、その予算、財政的、お金だけの問題で、その効果をどうのこうのということとは言えないんですけれども、財政的な面においても、非常に効率よく、また、無駄を省きながら、こうして毎年の予算執行、事業を行ってきたと。そういう結果によって、現在の私は、財政が安定をし、また、起債を償還をして、将来の財政負担を軽減しながら、また、基金もしっかりと将来に備えて、造成をしていく。こういう基盤が生まれてきていると思います。

ちょっと、長くなりますけれども、以前、私たちが役場に入ったころの行政を見ると、年度末に予算執行していない、予算があるから、これだけやってしまうとか、予算消化というようなところが、かなりやっぱりされていた部分があります。

しかし、現在において、そんな考え方で職員が事業に取り組んでいるということは、まず、ありません。

当然、年度末までに、きちっとやるべきことは、やらなきゃいけないということでの、年度末事業が集中するのは、かなりありますけれども、予算が削減できれば、しっかりと削減して、その分は、しっかりと、また、次へ回す。次の次年度への予算として活用するとか、借金、起債の償還に充てるとか、また、基金に積んで将来に備えるとか、そういう考え方で職員は事業を、事務仕事をしておりますので、私は、それが一番大きな、この合併後の成果だというふうに思っております。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、小林君。

5 番（小林裕和君） 昨日の答弁でもありましたけれども、職員がそれぞれ、その課題、事務事業には問題意識を持ってやっているということが、大切だ、重要であるという、昨日の答弁もありました。今もそういうような形で。それを、町長の経験上から、そういうのを、きちっと把握されて、今、そういう方針を出されているんだろうというふうに思います。

それで、その課題、事務事業に対する課題、そういうのの問題意識をもって取り組むということで、町として、重点を置いて取り組む施策、そういう洗い出しを、それから行政として進めていく事務事業、それから、住民並びに地域に協議して対応していく事業いうのを見極めていく必要がある。そういう思いで、見極めていく必要があると。

厳しい選択となる判断であるが、町として、住民サービスの水準向上をしていくには、積極的な、そういう意識改革なり行財政改革を進めていくということで、それには、そういう必要性は、全く同感であります。

大綱の中にも受益者負担、補助金等の適正化、補助金、助成金の見直しという項目があ

ります。これらの見直し、洗い出しについて、直接、事務事業を担当している担当者並びに、その担当課をはじめとする職員がどういう思いで職務をやっているか。

と言いますのは、経常的に補助金とかそういうのが出ている。例年、これだけの形で事業をやっているから同じような形でという、当然、各それぞれの団体とか、関係機関には、ヒアリングはしているんでしょうけれども、そういうことを、どのように協議をして、判断をして、そういう補助金のあり方、助成金のあり方というのは、往々にして、経常的な形で、そういうのに対応されているのではないかというの、たくさんの中からはすれば、そういうことも少し感じる場合があります。

改めて、視点を変えて、職員の意識もそうなんですけれども、改めて視点を変えて、見直しが必要ではないかなというふうに思いますけれども、いかがなものでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） そうした、毎年、経常的に団体の活動費とか補助金、そういうものは、前年並みというような、当初の予算の編成の中でも、それで、毎年毎年、継続しているという状況が多いわけです。

ただ、小林議員お話のように、時代もいろいろ変わり、社会の状況変化の中で、新たに必要な、そうした予算もあり、また、そういう活動自体が、当然、見直しをしなきゃいけない。そういう変化に対しては、当然、職員も一緒にそれは、その関係団体と協議しながら考えていく、その姿勢は十分必要だと思います。

ただ、その活動そのもの、団体そのものが非常に活動人員、その団体、それぞれを見ても、人も減っておりますし、また、その団体も高齢化をしていっている。何とか、町としても、やはりそういう活動を続けていただきたい。やはり、町のいろんな分野で、それぞれの地域なり、その分野を担っていただく人、当然、町行政、町職員だけが担えるわけじゃないんで、これは、町民みんなが作り上げていく町でありますから、そういう意味で、私は、逆に、もっと活動していただく、それに必要なところの経費について、予算について、あまりこちらから、ただ削減という考え方では対応すべきではないという考え方を持っています。

それは、ある意味では、一方では、片方で、町全体のいろんな、先ほど申しましたような行財政運営の中で、効率化を図り、財源を生み出して、ある程度の余裕がないと、それはできんわけです。佐用町の現状におきましては、できる限り、例えば、地域づくり協議会の地域の活動交付金なんかについても、なかなか、予算はあっても地域の活動自体が、本当に重荷になっていると言われるようなこともあるんですけれども、精一杯、みんなで協力して、必要なお金は使っていただいて、地域で元気な活動をしていただきたい。そういうことで、こういう交付金、包括交付金なんかというのは、他市町のことは、なかなか詳しいことはわかりませんが、佐用町においては、他町に比べても、かなりそのへん、予算的には、そうした予算を確保しながら、こうした活動をしていただいているという状況にあらうかと思っておりますので、ほかのそれぞれの団体においても、引き続いて活動していただけるように、そういう思いで、予算の毎年の査定、編成はさせていただいております。

決して、無駄なことをしてくださいとか、無駄遣いをしてくださいということではありません。

ただ、将来的に、小林議員も心配されるように、本当に町が一般に必要な、町が全くね…、まず基本的に必要な予算が組めないような状況になれば、当然、そういうところも、

もつともつと、削減もしていただかなきゃいけない。そういうお話もさせていただきなきゃいけないわけですけども、今の状況の中では、先ほど申し上げましたような考え方で、今、私は、予算編成をさせていただいております。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、小林君。

5 番（小林裕和君） そういう見直しとか、洗い出しというのは、先ほど、町長も言われましたけれども、削減だけが目的ではない。

だから、実質、そういう活動をしているところには、必要であれば、予算をつけていく。

それと、そういう当初のこういう活動をしますよという形でついたところが、その目標が、達してないというか、そういうとこの団体についてはヒアリングをして、もう少し、こういうふうになれば、活動は支援できますけれども、そういう今の状況では、ちょっと、難しいんじゃないでしょうかという、いろいろ地域と協議をして、そういう取捨選択をしていってすると。

まあ、それには、本当に職員とか担当者とか、その担当課とか協議をして、よっぽど意識を変えていかないと、なかなか、そういうところまでの突っ込んだ、そういう団体との協議も、なかなかできないというところがあると思いますので、そのへんのところを、しつこいようですけども、そういう意識を変えて、視点を変えて、やっていくということが重要ではないかなというふうに思います。

ちょっと、質問を変えて、町長が最初の答弁の中で、いろいろ細かいことまで答弁していただきましたので、そこのとこの一部分だけを、ちょっと触れさせていただきます。

農業振興の関係です。それで、昨日の新聞に、ふれあいの里上月の社長の小林さんの地産地消くらぶというのが、新聞に出ていました。その中で、今では、町の宝として、町内約 400 人の農家が約 70 ヘクタールで、年約 80 トンを、もち大豆を育てているという文がありました。

もち大豆は、地理的表示の保護制度の対象農産物となって、全国各地から問い合わせがあるということです。

販路が広がり需要があれば、生産と供給の課題が、もちろん将来的には、そういうのが出てきます。

その中で、もち大豆のこれからの生産拡大に努めていくということが大きな課題になってこようかなというふうに思います。

それから、また、違う面では、もち大豆から離れて、今、土地利用集積の人・農地プランという（聴取不能）を策定して、農地の今言いました集積事業が推進をされています。

また、各地域づくりの環境も守る点もあるんでしょうけれども、佐用水土里会を設立して農地の保全等々、これらの活動を継続していくための問題としては、やはりそれぞれの分野では、各分野でもあるんですけども担い手の育成ということが問題になってきます。

これは各活動組織として協議していけばいいことなのでしょうけれども、やっぱりとどのつまりは担い手、後継者の育成に変わってくることだというふうに、行きつく先は、そういうことだと思います。

今現在、町では単独の担い手の町単の育成制度はあるんですけども、この対象者も高齢化になっているという状況があります。

実際、担い手になっていただきたい。担い手を育成しようとしても、実際、担い手が生活できなければ、育成も何もならないということになるので、今後、そういう担い手を育

成、育てていく方策というのは、何かありますでしょうかと言ったらおかしいですね、何か、こういうところにも力を入れてやっていきたいというようなところはあるでしょうか。

[農林振興課長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） はい、お答えいたします。

大変大きな問でございますので、なかなか難しゅうはございますけれども、先ほど、言われましたように、もち大豆の400名が関わっているというところで、お話あったところなんですけれども、現実には、400名というのは農家さんの戸数でありまして、現実には集落営農という形で多くの方が関わっていらっしゃるというところで、実際に栽培されている農家戸数、担い手の数から見ますと多くなってございます。

そのへん含めまして、今、担い手が高齢化になっている。後継者もいらっしゃらない方も結構いらっしゃいますので、それを、どう解決していくかというところが、農林での大きな課題となっております。

その中で、若干、光が見えておりますのが、地域の若手とまではいかないんですけれども、一部、定年直後の方等を中心に集落営農を立ち上げようとか、一気に法人化をしようといった形で、検討のほうが進んでいるといったところで、そういった形で、個人での対応というのは、なかなか難しいのであれば、集落営農も集落全体がということになりますと、なかなか難しいところがございますので、有志の連合による法人化組織等を、これから呼びかけることによって、取り組んでいただきたいというふうには思っております。

現実集落営農から発展いたしました農業法人というのが、櫛田のほうでもできましたし、今、法人、グループで毎週検討されているところもございまして、集落営農からどう発展させようということで集落で寄っていただいているところもございまして、そういったところを、今後の例として、ほかの地域にも広めてまいりたいと考えております。

[小林君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、小林君。

5番（小林裕和君） まあまあ、担い手の育成というのは、行政だけではできないものではないと思います。

まあまあ、担い手は、やっぱりその地域で育てていくということも重要。

その地域が支える意識が重要で、地域でその目標に向けて行動していく方策には、今、課長の答弁があったような、そういう集落営農から発展して、法人になる。

それから、また、各集落、地域によって、横の連携、集落同士の連携をとって、そういう形で発展をしていく。

何か、そういうところを、例えば、今、例を言われましたけれども、櫛田のほうで、そういう法人、集落営農から法人になって、それが担い手育成につながっていくんだということになれば、他の地域にもそういうことを推進していくとか、周知をしていくとか、話し合いを続けていくとか、ちょっと前にも地域への話し合いは重要じゃないかという話もしたことがあると思うんですけれども、そういうことが重要になってくるのではないかなと思うんですけれども、そういう行政として、そういう周知をする。話し合いをしていく、活動というのは、積極的に取り入れようと思われませんか。どうでしょうか。

[農林振興課長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） その件に関してでございますけれども、今現在も集落からご相談を受けた場合につきましては、積極的に夜の集会のほう出させていただきます、推進のほうをさせていただきます。

全てのところに出かけてというのは、なかなか難しゅうございますけれども、そういった形で、今後は、不安なんだとか、こういった形でどうだろうかということで話ししている。

それから、人・農地プランでの検討ということで、その点に関しましては、相談あったところには、できるだけ行くような形で、職員のほうは、今、対応しております。

[小林君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、小林君。

5番（小林裕和君） まあまあ、全て、あれもこれもが、いっぺんに出て行ってというのは、なかなか難しいと思いますので、たまたま今年、多面的機能の関係で、佐用水土里会って言って、町で一本化になりました。そういうところで、新たな地域で、そういうことに参加するという地域も出てきています。

それをやろうとすれば、将来的にやっぱり農地の利用集積、人・農地プランを作成して、農地の利用集積も当然必要になってきますので、そういうことも含めて、そういう積極的に地域との課題。

地域から声が上がらなかつたら、投げかけてみると。

どうしてもならない集落は、調査すれば無理だというのがわかりますので、そこに無理やりせえって言っても、それは無理な話ですので、そういうところから、地域で少しでも、その中から担い手が生まれてくる。育成してくる。

そして、米づくりだけでは生活できないので、複合的なことを考えて、生活ができるという体制が生み出されればいいのではないかなというふうに思いますので、やっていただいたらと思います。

ただ、中でもどうしても地域の中で育てられないし、育たない、そういう人たちがいないという場合に、まあまあ、これは地域の受け入れもあるんでしょうけれども、意識もあるんでしょうけれども、そういう農業を基盤に、そういう自分のこれからの人生をつくりたい。農業を中心とした生活をしていきたいという方は、はや数年前からマスコミとか、そんなんでも言われていますし、そういう若者もたくさんいる。現実には、地域おこし協力隊においても、農業を基盤とする形で取り組みたいという人はいらっしゃいます。

そういう方、地域おこし協力隊だけではないんですけれども、そういう方を、例えば、集落との間に立って、集落が、そういうことの人たちでも来ていただいても結構ですよということの意思表示があれば、そういう方たちとの調整ということもしていてもいいのかな。そういう門戸を開いていてもいいのではないかなと思うんですけども、いかがでしょう。

[農林振興課長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） なかなか、難しいところではございますけれども、今、現に、地域おこし協力隊員として、今、来ていただいている方につきましては、3年の任期満了後には、就農していただくということを目的に来ていただいております。

あと町内におきましても、次々、就農したいということでのご相談等受けております。

また、県のほうでの就農の相談者を、相談を受けるセミナーとかいうことで、今月にも姫路のほうで就農相談という形で受けるような機会もございますので、そういったところに、積極的に出かけていくことにより、できるだけ、町内へ来ていただくようなお話をさせていただき、そういった希望のあるところがございましたら、そちらへ入っていただく。

それから、なかなか新規と言いますと、農業につきましては、機械設備の投資というのが大変でございますので、今後、高齢化で引退される認定農業者の方からの経営移譲ということも含めた形での検討ということは、今後、必要ではないかということで、今、課内での話はさせていただいております。

以上でございます。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、小林君。

5番（小林裕和君） 可能性があると言ったら、賭けみたいな話になるんですけども、そういう意欲のある方、そして、地域とのそういう結びつきを新たにつくって、その地域での、そういう活動の仕方。

当然、先ほども言いましたように、地域の理解、住民の意識も変わらないかんですけれども、そういうところがあれば、そういうことも1つの方策として、方策として力を入れていってはいかがかなというふうに思います。

ちょっと次に、林業の話がありますので、林業振興についても、ちょっとお伺いしたいと思っております。

林業振興について、森林環境譲与税の有効活用について、町としての考え方、取り組みの姿勢は、町長のほうから議会なりに報告があり、また、住民に対しても懇話会を開催されて、説明をされてきました。

先日、アンケートの意向調査の様式が、私のところにも来まして、回答し、送付をさせていただきました。

その中で、ちょっと気になったのは、状況によっては町が所有権を取得していくこともあり得る。

先ほど、町長の答弁でも公有化に向けた取り組みというお話もありました。その本意といたしますか、そういう形の公有化に向けた取り組み、町が取得するということは、僕は、少し不安があるんじゃないかとは、実際は思っておるんですけども、町長の、もう一度、そのへんの方針といたしますか…を、ちょっとお伺いできたらと思っております。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 先ほどの農業の話も、農地の話も、結局全て基本的に、実際のそこを管理する事業を行っていく人が、引き続いて、ずっとあるかどうかという話なんですね。

だから、農地においても、当然、その集落でも個人ではできない。その担い手がない。

当初、国においても、個人個人では、なかなか営農ができないから、担い手をつくれと。大規模化をする。

そういう方針で、どんどん推進をしてきても、今度は、また、その担い手そのものがなくなっていくと。

その後、じゃあどうするか。それは、新たに、新しい、そうした事業者を外からでも入れることができるか。それには、条件が、本当に、十分にそこで事業として成り立つようなものがなければいけないわけです。そんなに誰でもが来ていただいて、実際に農業を続けると。

例えば、基盤整備がきちっとできている農地の大きさ、広さというものを十分確保しないと、農業としても、大規模農家としても成り立たないということなんで、そうした場合に、後どうするかという問題になります。

特に、山林の場合は、個人個人では、全く経営は成り立たない。

じゃあ、それを大規模にして成り立つかということ、それも非常に厳しい。

国のそうした制度、補助制度によって、何とか管理を一部ですけれども、順次やっているというだけです。

ただ、その問題が、やはり土地所有者の不明者がたくさん出ていたり、また、災害によって山林の崩壊、土砂の流出、そういうことで、大きな災害の原因にもなっている。

この対策をどうするかというのが、国においても、ようやく森林環境税という税によって、若干、手当をしていかなきゃいかんということで、この環境税が創設されたということです。

その中で、管理法というのが、何回も言いますが、環境税とともに、森林管理法という法律ができたわけです。

それは、個人で管理ができない。条件不利地と言われる生産して森林事業として成り立つところは個人的に、それぞれの所有者がしてくださいよと。成り立たないものは、全体で行政が、そのお金を使ってやったらどうだというような国の考え方なんですけれども、森林経営で、もう成り立つとことというのは、基本的に、ほとんどないわけですよ。

そんな条件不利地で、山奥のところだけが成り立たないんじゃなくて、まず、里山も含めて、その中で、何を生産し、何から収益を上げて、昔のように林業で生活ができるかということ、これはもう、どこもそういうことをやろうという人も、ほとんどいないですし、成り立たない。

そうした時に、国が言っている経営管理法では、これは私はもう十分に、その効果を上げていくことはできない。

そういう方から、森林を預かって、そして経営意欲のある人に、その山林を移譲して、経営委託をして、それで管理していくんだというような、ほんまに机上の計画に終わっているわけです。なかなか現実的ではないということを、私は、申し上げています。

ですから、そうなった時に、じゃあどうするかということから、最終的には、この問題を解決する、いろんなここに、そういう問題から起きてくる課題に対応するためには、これは最終案です。公有化にしていかなければならないだろうなという思いは、私は持っているわけです。

ただ、小林議員が、そういう心配をされるように、私も心配があります。

公有化をして、公有化したことによる、町のまた、今後の管理、これに対して、いろんな問題が生まれてくることは確かなんです。

今まで、民地だから、例えば、隣の人、近くの人でも何も言えない。町行政、町が持つておれば、町にもっと管理してくれと、そういうふうに、全て言われた時に、町がどこまで山林を、森林を管理できるのか。

その管理するために、環境税が交付されているじゃないかと、そのお金を使ったらいいと言われても、たかだか最高たくさんもらえるようになって5,000万円、6,000万円の金です。現在、今年においては、補正予算でも出ささせていただきましたように1,000万円、1,600万円ほどのお金です。その程度のことで、本当に、十分な管理なんかできっこないんですね。

でも、そのことと同時に、私は、山林を資源化して、また、産業として林業を成り立たせることが、一方にはありますけれども、土地が非常に管理ができない。土地そのものが、地籍調査を行い、そうした土地の台帳の整備を行っておりますけれども、それすら、なかなか進まない。相続もされない。ほとんど、もうどんどんと、人が外へ、都市なりほかへ出て行くということは、土地そのものの所有者というものが、みんな町外へ出て行かれるということなんです。

ただ、土地そのものは町にずっと存在するわけです。その所有者、名義、所有者というのが、もう町外に出られてしまう。ますます、土地そのものを管理がされない。放置されるという状況が生まれた時に、ここに残って、佐用町で皆さん生活する上で、また、町が行政をし、そして、町の基盤である道路の管理、水道の管理、基本的な河川の管理、こういうことをしていく上で、土地というものが本当に所有者が、どんどんと不明、土地所有者が、なかなか特定できない。相続人が、どんどんと、その所有権を持っておられる方が、権者がもうネズミ算式に増えていってしまう。

こういうことになったら、本当に何もできなくなってしまうということ、一番心配しているわけですね。

ですから、今回、森林に対する所有者のアンケート調査の中にも、一部、そういう若干、公有地にすることについて、どうかというような設問も入れさせていただいて、質問も入れさせていただいております。自分の個人では管理ができない。それも資産価値がない。子供たちも全く、そういうこちらに帰って、山を管理するようなことについて、もうこれは無理だと。そうした時に、どうされますかという話なので、その時には、町としても、そういう制度をつくって、公有化を、公有林として、公有地として、これを管理していかざるを得ない。したほうが、そういう、いろんな、そこから生まれてくる派生的な、いろんな課題において、総合的に考えた時に、そういう方策のほうが、私は、佐用町の町を、これから維持していく上で、いいのではないかなというふうに考えております。

個人で、しっかりと管理していただくことが大原則です。ですから、何も全部を公有化したらいいという思いもありませんし、ただ、そうかと言って、公有林としてなったとしても、そんなに全ての土地を、山をきちっと昔のように手入れをして、本当に管理をしていくというようなことは、当然、できません。

だから、それは、私有林であろうが同じなので、ほたがすよりかは、町がそうした対策をある程度し、また、効率的に作業道をつけたり、また、管理していく上で、大規模な計画で森林管理ができますから、そういう面での大きな効果というのは生まれるので、そういう点について、住民の皆さんが理解をしていただけるかどうか、そのへんも当然、公有化する上では、しっかりと皆さんに確認を、お話をさせていただいて、そういう方向で、1つの制度を、町としての制度を、まず考えていかざるを得ないかなというふうには思っております。

[小林君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、小林君。

5番（小林裕和君） 公有化をするかどうかの判断、それから、今、町長がお答えになったように、そういう心配があります。もちろん、そういう土地がたくさん出てくれば、我も我もという気になれば、当然、財政的な負担も出てきますし、そのへんのところを、十分考えて検討していただければと思うんですけども、この説明の、住民の説明の（聴取不能）の時も、経営管理権という言葉が使われています。

僕は、これを読んで、所有権は移らなくても、管理を覚書か何かで結ばなきゃならんのでしようけれども、町がみて、これ管理をしなければならぬというところは、そういう経営管理権を取得して、それを対応していきますよ。

ただ、底地まで移すかどうかという、そのへんの問題があろうかと思えますけれども、僕は、極端に言うたら、この経営管理権を町のほうで、そういう形でやらせていただく。

いろんな方から、いろんな意見が出てこようかと思うんですけども、そのへんのところも含めたら、そっちのほうが、この説明資料に書いてあるようなのが、私は、いいのではないかなというふうには思っておるわけですけど、どうですか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） その点が、一番重要なところなので、すみませんけども、ちょっと話を途中で終わらせていただいて、確認をさせていただきますけれども、私は、この法律の中で、この国が、本当に将来のことも考えずに、考えていないというふうに、私は、国に申し上げています。

その経営管理権だけを町が、管理権というふうに、権利をとるというように見えますけれども、所有者側から見ると、こんな都合のいい話はないわけです。

自分が管理できないものを、行政に全部管理をさせると。そして、少なくとも、土地の権利とか、そういうものは全て、もともとの所有者が持っているわけです。50年なら50年管理をし、それをまた、返さなきゃいけないんですね。しかも、それは継続することはできると思うんですよ。しかも、その中で、管理をした上で、利益が出れば、また、その方にも、また、還付しなきゃいけない。これだったら、誰もが、みんな町で管理してくださいということになります。

ですから、私は、こんな今の状況の中で、少なくとも、現在、山林所有者は、自分では管理できないし、放置されたままです。

ただ、それを、その責任というのが本来あるわけですよ。

でも、町としては、その土地、山から伐採して収益を上げると、ほとんど、経済的にはもう収益が上がらない、みんな赤字になるわけです。

それ以上に、そこに少なくとも経営管理権で、町道を山林、林道をつけたり、そういう経営計画をつくる上で、一人一人の個人の確認をとることは、その点では省けます。

しかし、そこを買収したり、町道の管理なんかで、その土地を買収するような時には、これは全て地権者があるわけですから、そこまで、権利を放棄しているわけではないんでね、その問題があった時に、この経営管理をさせているんだから、少なくとも、所有者は、その間、50年なら50年放っておきますよ。そしたら、どんどんと、ますます相続なんかを、きちっとされぬ。放置されてしまう。

そしたら、そういう土地を買収しなきゃいけないような時には、今以上に、さらに、先ほど言いましたように、ネズミ算式に所有者が、どんどん増えてくる。登記の面では、全部、その方の相続人、それを特定して、承諾を得ていかなきゃいけない。

そんな手間が、ものすごくかかってくるわけですよ。わずかな土地であっても、そうなんです。今。

それは、小林議員も、事業をずっと担当していて、そのことが一番大変だったと思うんです。本当に土地代は、わずか 20 平米、30 平米、平米 1,500 円、1,000 円の土地であっても、その相続登記に掛かる費用というのは莫大な費用になるわけですね。

そういうことが、今後の町行政にとって、ものすごい大きな負担になるだろうと、私は、心配をしております。

だから、あまりにも、今まで放置して、森林を放置してしまった、これは、経済的に、情勢から見て、社会情勢の中で、私も山を所有しています。その中で、所有者のあなた責任だと。それを、もっとちゃんとせんかいというふうに言われても、それは誰も、そういうことは責めることは、私もできませんし、私も責められても困ります。

でも、これまで放置していることは確かなんでね、だから、そういう山について、今から管理だけを行政に委託して、行政がちゃんとやってくれるんだと、こういう都合のいい経営管理法は、私は、これは絶対おかしいということ、国にも申し上げていますし、私は、そういう意味で、それだったら町が底地まで含めて買い取ります。そうじゃなかったら、経営管理権は、そんなものまで町が受けるということは、これはやっぱり、私は、やっちゃいかんというふうに思っています。

[小林君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、小林君。

5 番（小林裕和君） 参考資料の中で、そういうのがあったので、そちらのほうが、先ほど、ちょっと言いましたが、所有者と、きちっと覚書か協定があつての、そういう形にすれば、今、町長が申されましたようなところも解決するのかなというふうに考えました。

それで、そのへんを、町長のいろいろ国との交渉、話する中での経過もあるでしょうし、そのへんのところを、公有化するのかどうなのかというのを、これから十分に検討していく材料ではないのかなというふうに思います。

今議会の産業厚生に付託されました基金条例の関係ですけれども、その中で、この森林譲与税の使い道、この説明資料については、作業道とか、そういう形に使っていく。それで、当年度の剰余金のような形で、基金に積んでいくんだと。そして、後年に、それを有効活用するという中で、その使い道について、まあまあ、林業も、なかなかそれこそ、先ほどの話の中でもあまりましたように、担い手もない。

それで、業者が事業に参入することも少ない。あるのは、町内にありますけれども、参入が少ない。

また、作業に関係する人も少ないという形で、そういうところを育成といいますか、そういうのを育てるために、作業道とか、そういうとただけじゃなしに、そういう事業者に対する、例えば、作業員の安全防備だとか、いろんな機具だとか、そういうことの将来的につながるようなこと、それから、それと資格も要るでしょうから資格の取得とか、そういうところ、実際にあるのかどうか、ちょっとわかりませんが、そういう作業用機械のリースとか、そういうところへの支援ということは、これから考えていかれる思いがあるでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 今年から、そうした譲与税が交付されるということで、今年の大きな事業は、先ほど申しましたような森林所有者の意向調査、実態調査を行う。これが一番大きな事業です。

それによって、どういうふうな、今後、森林に対する、いろいろなこれ具体的な取り組みをしていこうかという検討になるわけですが、当然、佐用町としては、他の町と比べますと、今、経営計画に基づいて施業を行っていくところについても、上乘せの町としての単独の補助をしていますし、伐採、森林のそうした管理、間伐についても国の制度に上乘せをして、町として補助もしています。作業道なんかについても、そうなんです。町単独補助。

そういう点を加えると、今の 1,600 万円なんて、とうに飛んでしまって、それ以上に、既になっているわけですね。

ですから、国としては、これまでやっている既存事業はだめですよというような言い方はしていますけれども、それは、特別に佐用町はほかの町と比べて、そういう事業をやっていますからね、それを拡充していくという上では、当然、そういう予算は、私は、充てなければと思います。

ですから、その限られた予算ですから、その分だけで、いろんなことができるわけじゃないので。

それから、もう 1 つは、農業でもそうなんですけれども、担い手ですよ。

今は、本当に山を管理をし、また、施業をしていくだけの担い手というのが、もうない。ただ、個人的に、やっぱり皆さん、ほとんどの方が山を持っておられる。もうちょっと、自分の山を自分で管理していただく。そういうことへの支援とか、それを促していくための施策、こういうことも、私も考えなきゃいけないと思っております。

それは、農業で言えば、農機具の補助金を出したりしていますから、それはある程度、個人で大規模に担い手のような形でやろうとすれば、現在でも町として、ああした林業機械、機械化をしていくという中で、林業機械の補助、国の補助に上乘せをし、県の補助に上乘せをする形で助成もさせていただいておりますけど、ああして大規模な森林、林業機械だけではなくて、もう少し個人ができるような物にも範囲を広げていくとかね、そういうことも 1 つの検討材料だというふうには思っております。

そのへんは、担当者のほうにも、これから十分いろいろと検討するようにという指示をしているところです。

それと、もう 1 点、状況をお話させていただきたいんですけれども、前にも申し上げましたけれども、佐用町の森林というのは、ほとんど個人所有なんです。

それで、国が、やっぱり中心に考えているところというのは、大きな林業圏、林業が盛んなところというところは、今言う、私は、公有地にすべきだという、そういうところということなんですけれども、既に公有地になっているところが非常に多いんですね。

宍粟市でも 4,000 ヘクタール、5,000 ヘクタールの土地は私有林で持っているわけです。その奥は国有林です。

それから、四国あたりの、この間も内子の町長とお話したんですけれども、内子町というのは、あそこも合併していますけれども、やっぱり、私とこと同じような 300 平方キロぐらいな町です。非常に山、林業盛んなところなんです。あのところでも、やっぱり半

分近くは公有林なんですね。だから、森林組合なんかも、そういうところを計画的に事業を展開している。だから、その森林組合なんかも話を聞くと1つですけどね、町が合併して1つの森林組合でやっていますけれども、100人ぐらいな職員を置いて、年間5万立米ぐらいの搬出をやっているというようなことも言っていましたけれども。

東北のほうなんか行くと、特にもう公有林が多いですね。

だから、そこらあたりを、同じ国として1つの法律というのはつくられているわけですけども、やはり地域によって非常に所有形態、管理形態が違うというところを、私は、国に話をしようわけです。

だから、佐用町のように非常に小さい山に分割されて、1反、2反というような山が連担していくような、そういうような状況の中で、たくさんの方が個人所有として持っている。こういうところをどうするかというのが、1つの一番大きな問題なんですよ。

そのために、今、地籍調査もなかなか進まないというような、そういうところが原因しておりますし、管理の面でも、今後、ますます難しくなる。逆に。

佐用町で、前にもお話しましたがけれども、森林組合の組合員さんも4,000人以上、皆さんにお話するとびっくりしますよ。ほかの町に話すと。

もっと、山というのは、当然、昔、農地解放とか、そういう戦後の土地改革がなされた時に、山林というのは、ほとんど触っていないわけです。だから、そういう意味で、東北のいろんな山の森林圏なんかに行くと、かなり大規模に昔から経営したところというのは、そのままずっと残っているわけです。佐用というのは、そうじゃないんだというところ、それを、しっかりと皆さんにも認識していただきたいし、議会でも十分考えて、今後の森林の管理をどうするかということについて、一緒に考えていただきたいと思います。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、小林君。

5番（小林裕和君） 今のお話ですが前々から、町長、ほとんど私有林で小規模の森林を数多くの方が持たれている。そのへん、今、比較されましたけれども、そういう国有林とか、そういう大規模な経営をされているような人たちが多い他県とは、やっぱり違います。

町は、町なりにあった、それをいかにして、効率的にどうしていくかということ、これから、せつかくこういう譲与税が入って来るということで、これも考えるいい機会になりますので、そのへんのところを、これから検討していただければなというふうに思います。

今日、令和2年度の予算、それと重点施策とかの方針を聞かせていただきました。

本町が末永く、安心して、住民が安心して暮らせて、また、子育てして、それで、教育環境も整った中で、将来を担う子供たち、また、そういう担い手が育っていくように、今日聞かせていただいた方針を力強く進めていただいて、それに対して、協力できるところは協力をさせていただきますので、そのへんのところを十分、いろいろさまざまな問題があって、これから検討しなければならないことが多々あると思うんですけども、そのへんのことも含めて、施策を進めていただければなというふうに思います。

そういう町政運営をしていただくことをお願いをして、私の今日の一般質問は終わらせていただきます。

議長（山本幹雄君） 小林裕和君の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため、休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開は午後1時15分とします。

午前11時57分 休憩

午後01時15分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩を解き、会議を再開します。
休憩前に引き続き、一般質問を続行します。
2番、児玉雅善君の発言を許可します。はい。

〔2番 児玉雅善君 登壇〕

2番（児玉雅善君） 2番議席、日本共産党の児玉です。

今回、私は、災害対策、避難所の設備は万全か。そして、もう1点、スポーツ等の振興策についてお尋ねします。

この場では、まず、災害対策、避難所の設備は万全かということで、お尋ねします。

本年も千葉県や長野県等、全国各地で災害が起きました。災害で亡くなられた方、また、被災地の皆様には改めてお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、本町では幸いにも、今年は深刻な被害はなかったものの、いつまた想定外の災害に見舞われ兼ねないとも限りません。

また、12月8日付の神戸新聞によりますと、先般の19号台風並みの大雨で、武庫川、市川、千種川で氾濫の恐れがあることが県のシミュレーションで判明し、2041年度に完了予定の河川整備計画が終わったとしても、なお氾濫の恐れがあると掲載されています。

そして、ハード事業だけで対応するのは、現実的に難しく、住民の避難行動を促すことにも力を入れなければならないとの県の担当者がコメントされています。

そこで、本町の災害に対する備えは大丈夫かという観点から質問させていただきます。

09年の水害後河川改修は進みましたが、佐用川については言えば、上石井から上流は進んでいません。アユやウナギなどが改修後激減したこと、また、特別天然記念物のオオサンショウウオなどの生態系への影響や景観などへの配慮をした上でのことですが、まず、①番に、今後の河川改修の予定はどうなっているのか。

次に、改修後の河川で、土砂の堆積については県の基準では、河川断面の3分の1の堆積で、地元の要望により撤去するということだが、それで本当にいいのでしょうか。

そして、ため池については、9月議会の私の一般質問で町長は、ため池には、山からの水や土砂をとめる役割もあると答えられました。確かに、そういう役割もあります。それは、あくまでも適切に管理されているため池について言えることで、地元の者でも、現在どうなっているのか把握できていないような、ため池は危険であると思います。ため池の管理について改めて見解をお聞かせ願います。

次に、避難所についてお尋ねします。

現在指定されている避難所はすべて適切な場所に指定されているのか。

避難所の備品や装備は万全か。

備品の内容や数量、消費期限等の管理は適切に行われているのか。

千葉県では、広範かつ長期にわたり停電に見舞われました。本町においても長期にわたる停電等が起きた場合の対策はどうなっているのか。

また、病院や避難所、役場や支所、警察署・消防署などの自家発電設備はどうなっているのか。

また、自家発電設備はどのくらいの時間機能するのか。

本町には、秀谷、申山をはじめ、かなりの規模の太陽光発電所が多数あります。それらの発電所の数と発電量規模の合計はどのくらいあるのか。

そして、それらの発電した電力を、災害による停電時等に佐用町が地元優先で活用できるシステムにはなっているのか。

なっていない場合は、関電との契約等で、それが佐用町地元で活用できるようにすることは可能か。

以上について、この場での質問とさせていただきます。追加質問は、議員席でやらせていただきます。

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、児玉議員からのご質問で最初の災害対策、避難所の設備は万全かというご質問にお答えをさせていただきます。

まず、①点目の今後の河川改修の予定はとのご質問でございますが、平成 21 年 8 月の後の災害復旧といたしまして、緊急対策事業として県で計画をいただき実施をいただきました河川改修工事につきましては、その計画区間全て既に平成 28 年度に完了をいたしております。

現在、県における河川改修計画につきましては、大規模な改修ではなく、部分的な改修を行っていただいております。今年度は、道路改良工事に伴う河川改修工事として、三日月地区の真宗、また志文集落内で施工中でありまして、次年度もこれらの箇所について継続して実施をしていただく予定になっております。

また、他の地区における、令和 2 年以降の計画につきましては、令和 2 年度の予算編成に合わせて、検討するというところであります。

次に、②点目の改修後の河川で、土砂の堆積については、県の基準では、河川断面の 3 分の 1 の堆積で、地元の要望により撤去するというところだか、それでいいのかということでございますが、今年 6 月に、岡本義次議員のご質問にもお答えしましたが、県が管理する河川の堆積土砂の取り除きにつきましては、不定期の実施となっております。河川管理上必要な個所で、河川断面の 3 分の 1 以上の堆積を基準に現場状況により、この土砂撤去の判断を行い、土砂を取り除いていただいているというのが現実であります。

また、地元からの土砂撤去要望につきましては、県へ上申をした後、現場確認により、緊急性を判断して実施をいただいているところであります。

次に、③点目のため池についてのご質問でございますが、ご質問のため池とは、農業用水の供給を目的とした堤体および取水設備で構成される貯水施設を指すものとしてお答えをさせていただきますが、近年の豪雨等で、全国各地のため池に甚大な被害が発生している中で、国及び地方公共団体と、ため池の所有者や管理者が連携して農業用水の供給機能の確保と、防災、減災対策の強化に努めることを目的とした農業用ため池の管理及び保全に関する法律が制定され、本年 7 月 1 日に施行されました。この法律に基づき、全ての農業用ため池の管理者の届出が義務づけられましたので、現在、町において届出の依頼と取

りまとめをしているところでありまして、これによって、全ての農業用ため池の管理者を把握することができると考えております。

なお、農業用ため池として使用されておらず、ため池管理者から同意を得た場合には、法に基づく廃止手続きを行い、安全を最優先にして堤体の開削などの対策を施してまいりたいと考えております。

いずれにしても、農業用ため池の管理は、行政機関が情報管理や修繕、改修事業だけを実施するのではなくて、平時から所有者や管理者を中心とした関係者らが、除草作業や施設点検、補修などの日常管理を適正に行うことが、防災や減災に繋がりますので、それぞれが協力して取り組むべきものと考えております。

次に④点目の指定されている避難所はすべて適切な場所に指定されているのかということでございますが、指定緊急避難場所及び指定避難所として指定するに当たって、重要な避難所の条件として、立地条件、構造条件、収容条件などが挙げられます。しかしながら、佐用町は谷間の町で、住民が生活する区域に川や山が迫っている自然条件でありまして、最適な立地条件を満たし、かつ構造条件や収容条件を満たす施設の選定は困難な状況でございます。

こういった条件の中から、学校施設及び社会体育施設の10カ所を指定しているわけですが、この中の5施設は、土砂災害警戒区域や浸水想定区域に立地している施設を指定しているというような状況にあります。これら5施設を緊急的な避難場所として使用する場合、災害の状況によって、校舎や体育館の2階などを使用することとしているところであります。

このことについては、内閣府が平成29年3月に公表しております指定緊急避難場所の指定に関する手引きにも記載をされておまして、立地条件を満たさない場合は、災害発生時等に開放されるなどの管理条件、かつ、現象に対して安全な構造であるなどの構造条件を満たすことで、指定できるという考え方が示されているわけでありまして。

こういった条件下にあるため、平成21年の災害後から、町では、自治会等に一時（いつとき）避難所の確保のお願いをしてくれているところがございます。指定緊急避難場所へ移動すること自体が危険な場合、また、一時的に難を逃れるために自治会内の危険度の低い一時避難所へ避難することも有効な手段であることを説明してまいっております。

次に、⑤点目の避難所の備品・装備は万全か。及び⑥点目の備品の内容と数量、消費期限等の管理についてのご質問でございますが、町では、住民の方に3日以上以上の食料・飲料等を備蓄していただくことを基本方針としてお願いをしております。このため、ハザードマップや研修会等では、備蓄の重要性についてお知らせをしておりますし、台風や大雨等の影響がでるおそれがある時は、備蓄の確認等を注意喚起をしているところであります。また、避難所開設をお知らせする時に、飲み物や食料、タオルケット等必要なものを持って避難するように呼び掛けをしているところがございます。

そして、この住民による備蓄を補完する目的または、3日を超える非常時に備える目的で、町は備蓄を行うこととしており、この考えのもと、想定される山崎断層帯地震による避難者総数2,372人ということを基準数値として、アルファ化米、飲料水、毛布、タオル、仮設トイレなどを本庁舎をはじめとして、公共施設、避難所等計38施設に分散備蓄をしておるところであります。備蓄物資につきましては、防災担当者が使用期限を管理し、期限が迫った年の5、6月に、避難所開設担当者等と各避難所を回り、これらの更新を行っているところであります。

このほか、避難所用の設備といたしましては、情報収集用のテレビや防災行政無線個別受信機を1台、扇風機、また、非常用発電機1台、投光器、女性の着替えや授乳を目的としたプライベートテントを1張などを10カ所の指定避難所に備えているところであります。

す。

さらに、これら備蓄を補完するために、また、そうした備蓄品の無駄を省くためにも、兵庫・岡山県県境隣接市町村間における災害応急対策活動総合応援に関する協定など、自治体間の協定や、また、マックスバリュ西日本など民間業者との生活物資の応援協定も締結をして、災害に備えているところであります。

次に、⑦点目の広範かつ長期にわたる停電が起きた場合の対策ということですが、千葉県では台風第 15 号による暴風によって、鉄塔や電柱が倒壊した上、多くの倒木が発生をして、これらの被害により、工事車両が事故現場に到達できないという問題や、多くの架線を切断する問題などが生じ、長時間の停電が発生をいたしました。

これらの問題を受け、停電復旧に係る対策等について関西電力と協議を行い、迅速に道路上の倒木を撤去するための連絡体制等を再確認をいたしました。

また、民間所有地の山林等で倒木した場合は、所有者の確認が必要となり、円滑な復旧作業が進まないこともありますので、倒木の恐れがある山林を事前に調査をし、あらかじめその木を伐採するなどの処置をしておくことが減災につながり、森林整備にもなっていくというようなことも、私も国の関係機関の中で提案をしているところであります。

関西電力の対策としては、ドローンによる被害把握や進入困難な地域での架線工事、通信可能なメーターを使用した停電情報の収集、協力会社への応援体制の強化を通じて迅速な復旧を実施する仕組みを構築をされているところであります。また、ポータブル発電機の貸与や病院等重要施設への電力供給を最優先に考えて、復旧する方針も確認をしております。

一方、長期的な停電が起きた場合に、被害を少なくする取り組みも必要であり、町では、自主防災組織の活動補助金として、発電機を含めた資機材に対しまして、補助金の交付も行っております。台風第 15 号の災害を教訓として生かすために、自主防災組織に対しましては、今後も共助の活動の中で、中長期的な停電に備える取り組みの啓発も行っていきたいというふうに考えております。

次に、⑧点目の病院、避難所、役場などの自家発電設備、⑨点目の自家発電設備が機能する時間についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、質問の施設については、町内には、尾崎病院、佐用共立病院、佐用中央病院、また、各避難所、役場、各支所、警察署、消防署につきましては、自家発電設備を備えてあります。

各施設によって、発電可能時間は異なりますが、本庁舎に設置をしている発電機は、燃料容量 490 リットルであり、定格出力で稼働いたしましたら、約 38 時間までであります。停電時は、各職員のパソコンや照明等が使用できなくなる低電力モードに切り替わりますので、約 72 時間ぐらいまでの稼働ができるというふうに考えております。

ただし、千葉県を襲った台風第 15 号の教訓として、今後は、佐用郡の石油ブロックなどと協定を締結するなどして、災害対応の拠点となる庁舎等の電力確保に努めることも必要であるというふうに思います。

次に、10 点目から 12 点目にかけての太陽光発電所に関する質問でございますが、町が直接運営している上月の太陽光発電所、及び佐用・IDEC 有限責任事業組合で運営している 6 カ所の発電所における年間発電量は、合計で 1,740 万キロワットであり、これは消費量としては、約 3,200 世帯分の年間の電力消費量を発電しているという計算になるわけです。

しかし、発電所の電力は、全て電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく、再生可能エネルギー固定価格買取制度を活用しております。関西電力による全量買い取りとなっておりますので、制度的にご指摘のようなシステムを構

築することは不可能であります。

また、これらの電力は非常に不安定な電力でありますから、これを直接通常の電力として使うことはできません。

仮に制度上の問題をクリアできたとしても、送電網の独自設備を持たないことや、蓄電池や設備の整備費用・発送電にかかる管理運営費に莫大な経費が、当然、想定されることなどの理由から、これは、今の太陽光発電を、直接町内で使っていくということについては、現実的なものではないというふうに考えております。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、児玉君。

2番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

何点か追加質問をさせていただきます。

まず、土砂の堆積についてなんですけれども、現在、見ていただいてわかりますように、佐用川なんか、かなり大量の土砂が堆積していています。

また、農繁、田植え時期等のシーズンになりますと、ちょっと雨が降ると、堤外水路への土砂の侵入等も多く発生して、耕作者の方は、大変困っていることが多いです。

ですから、農林振興課等に聞くと、堤外水路への土砂の撤去等は、土砂が侵入してからの対応になるみたいで、そうでなくって、できたら、ほかの土砂も一緒に県に早めに申し入れて、入る前に取ったほうが負担も少なくなるんじゃないかなと思います。

3分の1基準があるようなんですけれども、なるべく早く、県のほうで土砂を撤去していただくように、早め早めに県への対応を急ぐように申し入れるべきではないかと思います。

この件については、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 河川の土砂堆積については、これは上流から、今、どんどんと山の土砂が流出して、非常に、そういう流出土砂が多いというのが1つの原因でもあり、今回、佐用川の土砂の堆積が多いと言われますけれども、それは河川改修を行いました。

現在においては、改修を行うのは、真っ平に河床を、一応整備されております。

ただ、河川の水の流れ方というのは、そういうふうに均一にずっと流れるわけじゃないんで、ある意味で、若干、土砂が河川の中に堆積をしながら、水の流れが緩やかになったり、深いところができたり、浅いところができたりというのが自然の河川の状況であります。

そういう意味で、河川の堆積については、若干、そのへんは、土砂があって当然だというふうにも、私は思うんですけれども、危険な状況の中に、河川断面を完全に侵してしまっていて、それが災害につながるような状況というのは、早めに、ちゃんと対応をしていただきたい。それは、県も十分そのことはわかっていただいて、管理上、ここにも何回も出ておりますけれども、基準としては3分の1を1つの目安として考えられているということでもあります。

それと、河川の堆積土砂というのを撤去というのは、非常にお金の掛かる事業です。

1つの物をつくって、構造物を残すわけじゃないんで、雪と一緒に撤去してしまえば、その撤去費が掛かるだけで、また、当然、次、堆積をしてきます。

特に、そうした堤外水路等の中に土砂がたまる。これは、河川の今、堆積しているところの部分にある。同じ側にあるような堤外水路は、そのことによって堆積がしやすいという状況はあるかと思えますけれども、これは大水の時に、水がどうしても土砂を含みながら流れますので、そういうところだけじゃなくって、堤外水路の宿命として、土砂がそこにたまってしまうという状況にありますので、それぞれ、管理している県のほうには、ずっと、そういう対策をお願いをしておりますけれども、下流から上流まで、たくさんの、そういう場所がありまして、県の実況、予算聞いても、早め早めにとというのは、なかなか難しいというのが現状だと思います。

町としても、若干、町のところは町単費も入れて、必要なところは対策をするようには、農林振興課においても取り組んでおりますけれども、十分にそのへんは、県の管理者が見ていただいて、安全上、何とかクリアできるのであれば、それはそれで、県の判断に任せざるを得ないというのが現状ではないかと思えます。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、児玉君。

2番（児玉雅善君） その土砂の堆積については、なるべく県とも密に連絡とりながら進めていただくようお願いしまして、次の質問に移らせてもらいます。

避難所なんですけれども、現在、佐用町全体で10カ所指定されています。旧佐用町におきましては、佐用小学校の体育館、利神小学校の体育館、江川の体育館。上月地区においては、幕山体育館、上月小学校の体育館、久崎体育館。南光地域では、中安の体育館、南光小学校、三河小学校。三日月においては、三日月中学校の体育館。以上の10カ所なんですけれども、先ほど、町長の答弁にもありましたように、江川体育館においては、土砂災害警戒区域。久崎体育館では浸水想定区域、また、土砂災害警戒区域。南光の中安体育館では、浸水想定区域。南光小学校は土砂災害警戒区域。三河小学校も土砂災害警戒区域に指定されています。その地区にあるわけですね。

そして、残りの佐用小学校体育館においては、崩壊土砂流出危険区域に入っています。

それから、幕山体育館では、山腹崩落危険区域に、旧校舎が含まれていますね。

それから、三日月では、校舎が土砂災害警戒区域に入っています。

そういったように、安全な場所がないわけですね。

この指定されていないのは、利神小学校と上月小学校だけなんですけれども、利神小学校においては、警戒区域に入っていないんですけれども、例えば、利神小学校に避難しようと思えば、あそこへ行くには、長谷地区からだ橋を渡らないで済みますけれども、後の地区、庵谷せよ、石井のほうからにせよ、平福にせよ、宗行にせよ、橋を渡らんということには、利神小学校に避難することはできません。

地震なんかだったら、そんな心配ないかもしれませんが、洪水なんかの危険があって、体育館に避難する場合なんかだったら、とてもじゃないけど、橋が渡れる状態ではないんじゃないかと思えます。

また、利神小学校の場合だと、これ避難区域というと、これ利神小学校が全体に含まれますね。長谷・平福・海内・桑野・石井・奥海、ものすごい広い範囲になります。

一時避難所に避難するというあれもあるんですけれども、あまりにも広いです。区域がね。

もう少し、避難場所、避難所の設定、これをもう少し考える必要があるのではないかと思います。見解どうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 最初、お答えにも申し上げましたけれども、本当に、佐用町のような山間部、地形においては、どこも安全なところというのは、なかなか今のような県の基準とか、いろいろな想定を考えますと、100パーセント安全で、条件が整っている場所は、なかなかないわけです。

ただ、国もそのことはわかっていて、そうした中でも構造上、しっかりとした構造の建物、施設であれば、それは、安全であるということで、避難所に指定をするということ是可以するわけです。そうせざるを得ないわけですね。

特に、今、出ているように、例えば、佐用の体育館でさえ、そういう場所、問題があるとか、それから、例えば、上月の小学校の体育館が危険じゃないなんていって、それじゃあ、ほかの幕山のところと、どう違うのかって、同じように裏にも山があるわけです。

だから、そのへんの基準も、私も非常に何か曖昧だというふうに思うんですけども、実際、現実的に、そういう施設においては、構造上、どの程度の災害を想定するかによりますけど、通常の私たちが考える災害の範囲内では安全な施設だということで、避難所としての指定をして、備蓄をしたり備えていくと。

ただ、この10カ所というのは、今、児玉議員もお話のように、どこの地域においても、非常に広い範囲です。学校の側に、避難所の側に生活されている人であれば、避難は簡単ですけども、300平方キロもある中で人が、皆さん生活されている中で10カ所ということですからね。

ただ、この考え方というのは、やはり地震とか、そういうものがして、家屋が壊れたり、住居が壊れて、長期の避難生活に耐えられる、避難生活をするという避難、そういうことを想定した中での避難所ということでの指定というふうに、私、解釈をせざるを得ないんです。そのように解釈をしているわけです。

ですから、どうしても難を逃れる、本当に緊急的な避難には間に合いませんからね。当然。それは、このことについて、各集落、地域において、地域で、まず、緊急に避難する。そういう行動をとっていただく、その場所というのは、地域内でやっぱり探していただきたい。これが地域の防災計画、地域ごとの防災計画であり、地域の集落で取り組んでいただく一番大事なところだというふうに思って、そういうところを、やっぱり皆さんにお願いをしているところです。

ですから、平福においても、確かに、金倉橋を通っていかないと避難ができない。それは、ほかのところも同じように、どこに行くのにも途中で川があり、避難できないというのは、あちこち当然あります。

中安小学校の体育館であっても、小学校の反対側のところについては、みんな千種川の川を渡らなければいけないわけです。

ですから、そういう中で、例えば、平福であれば、地域福祉センターでありますとか、ああして、道の駅があります。そういう公共施設なり、いろんな施設、そういうことを、やっぱり1つの緊急避難所として、普段から想定をしていただく。そういうことの、やっぱり工夫がないと、これ避難所、いろんなところに、たくさんたくさん指定をして、そこに、じゃあ管理をするための人の配置をし、また、備蓄をしていくということになれば、

どうしても、そっちのほうにたくさんの方が取られて、緊急の対応も、なかなか人がいないと。これもやはり役場職員が基本的に、まず、最初の対応をしなきゃいけないわけですから、それは、どこの自治体においても、非常に厳しい、難しい状況であるということは、十分おわかりいただけると思います。

やはり、最終的に一番大事なのは、そうした状況がわかっているということと、それに対して、どう地域で、その後の対策をするか、そのことを、やっぱりしていただく。それを1つお願いをしたいというふうに思います。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、児玉君。

2番（児玉雅善君） この避難所、比較的長期にわたる避難に備えていう考え方に立って、お伺いします。

この基準を見ますと、危険区域に含まれる施設においては、やむを得なく、今、町長言われたように、やむを得ず指定すると。それで、その場合は、施設の2階以上を使用するとなっておりますね。

それで、施設の2階以上と言いましても、例えば、体育館なんかの場合、2階以上と言ったかて、2階、ほとんどスペースないですよ。そういった面から見ても、果たして（聴取不能）のかという疑問があるのと。

それから、長期にわたる避難、あちこちの避難所で、よく言われておりますけれども、体育館のフロアとか、そういった面で寝るのに、非常に寝苦しいという、それで、いろいろな病気を併発する場合もあるようです。

そこで、聞いた話なんですけれども、段ボールベットというのがあるそうですね。段ボールで簡単に組み立てる避難用のベット、そういった物の設備は、佐用備蓄されているのでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、服部企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 現在のところは、備えておりませんが、来年度以降、少しずつ備える予定にはしております。

ただ、先ほど言われましたように、長期にわたる場合というのが、何日を指すのかというところもあるんですけれども、7日以上になってきますと、なかなか、段ボールベットと言っても、それだけでは生活しにくいわけですので、そのころからは、仮設住宅ですとか、それから、また、町内にあります、そういった寝るところがある施設、そういったところを町としては探していって、長期の避難に備えていくということを考えていきたいというふうに思っております。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、児玉君。

2番（児玉雅善君） それで、これは利神小学校が来年統合されて、その後の校舎の活用

のほうにも、ちょっと関連してくるんですけれども、地元の一部の方から、こんなんどうかということの提案が来ているのに、いろんな地域で地震であるとか、そういった面で大規模な災害で、例えば、学校ごと避難するとか、そういった面が東日本の大震災でも学校ごと避難がありました。町ぐるみ避難というのがありました。

そういったものの受け入れ施設として活用すると。これ何か、特任いう形で、何か国のほうで決められているとかいう設備、制度があるようで、それに入って、いざいう時に、例えば、ほかの遠いところから、あるいは学校ぐるみ、あるいは地区ぐるみで避難の受け入れ、そういった面に活用すると言った考えはどうかなと思うんですけれども、お考えをお聞かせ願えたらと思います。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 私も詳しくは、そういうことは研究したことはありませんけれども、災害は、当然、いつ起きるかわかりません。

ただ、ずっと起きないかわかりません。起きないほうがいいわけですね。

ですから、そうした災害が起きた時のたくさんの方が、一斉にいろんなものを含めて避難をするというような受け入れをできる施設ということは、構造上なり規模としては、できたとしても、当然、そこで生活があるわけです。その生活を、ちゃんとできるようにして、また、遠いところから、来られて、一人一人の生活においては、ただ避難だけで、ずっと避難しているわけじゃない。やはり、自分たちの生活というものを、きちっと立て直していかなきゃいけませんし、維持していかなきゃいけない。そういうことから考えると、例えば、町内で学校が1つ、そこが当分使えなくなると、一緒にその学校を使って授業を再開するとか、そういうことには、使えることは使えると思いますけれども、よその町から、ここまで来てというようなことは、なかなか想定しにくいし、現実、いろんな問題考えますと、それは、あまりにも非現実的かなというような感じは、私は持ちますね。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、児玉君。

2番（児玉雅善君） その避難所に限らず、やっぱり佐用いうところは、交通の便がいいので、どこからでも比較的楽に来れるという利点もありますので、また、そういったあってはならないことなんですけれども、そういった避難を受け入れるような必要があるような場合は、また、考慮してやっていただきたいなと思います。

それと、太陽光発電の件なんですけれども、制度的に難しいということなんですけれども、何とか方法が考えられないかなということ、これもまた、考慮していただきたいなと思います。

それと、前の一般質問の時にもお伺いしたんですけれども、末包の太陽光発電の崩壊の工事の件なんですけれども、あそこ業者が工事を施工して、光土木さんが工事にかかる。それで、測量も終わっているということまで聞いているんですけれども、まだ、着工はされていません。いつ、着工されるのか。また、その工事の終わるのは、いつごろ完了するのか。予定等わかればお願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） その末包の件につきましては、工事発注のほうは確認はしておりますけれども、着手時期、それから、完了時期というのは、ちょっと今のところわからないということで、現実に、民地側につきましては業者のほうに責任持ってやっていただくんですけれども、それに関連いたしまして、水道設備への進入路等に土砂ある分につきましても、同時に撤去するようというので、指示のほうをさせていただいております。それに関しまして、着手段階では、着手前に入りますという連絡を、こちらにいただくということで、現地で立ち会うということでしております。

春までに片づけていただくようにせかしたいと思います。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、児玉君。

2番（児玉雅善君） もう発生してから1年楽にたって時間掛かっています。

また、大雨の時期にかかりますと、また、次なる災害の危険もありますので、早急にやっただくように指導方々、よろしくをお願いします。

それでは、災害の件については、終わらせていただきまして、次の2点目のスポーツ等の振興策についてということで、お伺いしたいと思います。

10月21日に開かれたプロ野球ドラフト会議で、平福出身の小深田大翔さんが楽天イーグルスから1位指名され、入団が決まりました。

本町からは、初めてのプロ野球選手の誕生です。

また、小深田さんが出身、出ました佐用スターズからは広島から楽天に移籍した西栗倉出身の福井投手に続き2人目です。佐用スターズからは、そのほかにも優秀な選手が輩出して、各地の名門高校で活躍しています。

この佐用スターズ、佐用町内ばかりではなく、近隣の市町からも大勢の選手が練習していますが、そこでお伺いします。

野球に限らず、サッカー等のスポーツや芸術・芸能など顕著な活躍をされた方、また、出身団体を顕彰・支援する制度はあるのか。

もし、ないようであれば、改めて制度をつくり、応援・支援して、さらなる活躍を願い、また、後に続く優秀な人材の励みとするべきではないか。

また、小深田大翔さんの後援会をつくり、応援・支援体制を整えるべきではないか。

以上、よろしくをお願いします。

議長（山本幹雄君） はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、スポーツ等の振興策についてというご質問にお答えをさせていただきます。

野球に限らず、スポーツや芸術・芸能などの分野において顕著な活躍をされた方、また、出身団体を顕彰・支援する制度はあるのかというご質問であります。議員もご承知のと

おり、当町ではスポーツ分野については、顕著な活躍をされた個人や団体に対して、スポーツ功労者表彰事業と、スポーツ大会出場激励金交付事業などがございます。

まず、スポーツ功労者表彰事業については、各種スポーツ競技会において、優秀な成績を収めたり、長年にわたり町内のスポーツ振興に貢献をされたりした個人や団体に対して、表彰を行う制度でございます。毎年1月に行われます健康フェスティバルで、その年度に活躍をされた選手等の皆様をお招きして、表彰式を実施をしているところでございます。平成30年度には、11名の方を表彰をさせていただきました。

一方のスポーツ大会出場激励金交付事業とは、全国大会等に出場する個人及び団体に対して激励金を交付する事業でございます。個人には1万円、また、団体には3万円を基準額とし、1人2,000円を加算した上限5万円まで、交付させていただいております。平成30年度においては12名、令和元年度では、現時点において7名の皆様にお渡しをさせていただいているところであります。

その他、スポーツと文化・芸術の分野に共通して、スポーツ・文化大会出場応援横断幕等掲示事業ということで、全国大会等に出場する個人や団体の皆さんを激励するために横断幕を作成し、庁舎に掲示をしております。これまで、スポーツで活躍された数々の個人や団体の横断幕を掲示してまいりました。しかし、文化・芸術の分野に関しては、本事業に該当となった事例はありませんでした。

ただ、兵庫県芸術奨励賞を取得されました、刀剣の刀工、高見さんが芸術奨励賞を受賞されたというような時には、特別にお祝いをさせていただいております。

こうした状況から、文化・芸術分野に関して、表彰や激励金交付の制度は特に設けておりませんが、今後、顕著な成績を収められる事例が生ずれば、スポーツ分野での事業を考慮して、個別に対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、小深田大翔さんの後援会をつくり、応援・支援体制を整えるべきではないかというご質問でございますが、本町から初めてのプロ野球選手の誕生ということで、非常にうれしく、誇らしく思うところでありまして、早速、横断幕を作成し、庁舎に掲示をさせていただいております。また、このたび行われる激励会におきましても、それぞれ関係者の方々が発起人となり、開催をされますので、町としても激励会に参加をし、お祝いをさせていただきたいと思っております。

そうした個人の後援会組織については、関係者や地域などで取り組んでいただくことが必要かと思えますし、また、そういう後援会の活動においては、町としてもできることは側面的に支援をさせていただきたい。サポートさせていただきたいというふうに考えるところであります。

以上、ご質問に対するお答えにさせていただきます。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、児玉君。

2番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

本当に町長も言われましたように、本当に初めてのことで、本当に町民の1人としても、また、すぐ私とこのすぐ近所なので、大変うれしく、誇らしく思うところなんです。

それで、これからも、いろんなもの、いろんなスポーツ、野球、サッカー、いろんな面で、この佐用町から優秀な人物が出るように、いろんな面で支援していただけたらなと思います。

また、後援会につきましても、また、いろいろ動きまして、後援会をつくって応援する

体制を整えていきたいと思ひます。その節はまたご支援をよろしくお願ひいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（山本幹雄君） 児玉雅善君の発言は終わりました。
続いて、13番、平岡きぬゑ君の発言を許可します。

〔13番 平岡きぬゑ君 登壇〕

13番（平岡きぬゑ君） 13番議席の日本共産党の平岡です。

私は、2点について質問を行います。

まず、1点目は、安心して子供を産み育てられる施策の充実を。そして、2点目が歯科保健事業の取り組みについてです。

ここからは、1点目の安心して子供を産み育てられる町にするために、町の実態と町長の見解を伺いたいと思ひます。

現在、佐用町には出産できる施設がありません。妊婦健診助成事業と合わせ出産の実態はどのようになっているのか伺ひます。

2つ目に、現在、町では中学校卒業までの子供の医療費は、外来・入院とも所得制限なしで窓口負担は無料化となっています。子供の医療費無料制度は、兵庫県の41市町中36市町で実施され子育て家庭の支援が行われているところです。

また、県下10市町では、高校3年生、18歳まで助成している自治体が広がってきています。佐用町でも、ぜひ18歳までの医療費窓口負担無料化を実施するという決断を行い、子育て応援をするべきではないか提案をして、町長の見解を伺ひます。よろしくお願ひいたします。

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、一般質問、最後の平岡議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

安心して子供を産み育てられる施策の充実ということでございますが、まず、1点目の現在、佐用町には出産できる施設がない。妊婦健診助成事業と合わせ出産の実態がどうなっているかということでのご質問でございますが、これは以前から町内におきましては、妊婦定期健診、出産できる施設がありませんので、多くは宍粟市、姫路市、赤穂市、津山市にある医療機関・助産施設を利用されているところでございます。

ご利用されている主な産婦人科病院、医院は、健診利用の多い順に申しますと、公立宍粟総合病院、また、姫路市の親愛産婦人科、赤穂市の赤穂中央病院、津山市の赤堀病院などとなっております。なお、出産の際には、実家、里帰り出産をされる方もいらっしゃるということでもあります。

佐用町の妊婦健診助成事業につきましては、妊婦1人につき9万8,000円を上限として助成をしております。妊娠届のあった妊婦さん全員が助成券を利用され、出産を迎えられているところであります。

佐用町における出生数については、平成28年度が86人、平成29年度が85人、そして平成30年度においては78人と、まだ、減少傾向にあります。

2点目の現在、町では中学校卒業までの子供の医療費は、外来・入院とも所得制限なし

で、窓口負担は無料化をされている。子供の医療費無料制度、県内の41市町、言われるとおり36市町まで実施をされ、子育て家庭の経済的な支援が行われているというところであり、また、県下10市町では、高校3年生まで助成している自治体があります。佐用町でも18歳までの医療費窓口負担無償化を実施する決断を行って子育て応援をすべきではないかというご質問であります。確かに、この医療費の無料化というのは、もう全国的にも広がっておりまして、その中でも、逆に兵庫県でも41市町のうち、36市町が実施している中学生までの無料化においても、まだ、5市町が実施をされていない。本当に、こういうふうな、やっぱり施策については、もう少し公平にどこの市町も県下同じように、できるように本当は、県民として、県もしっかりと考えていただかなければならないのではないかなと思います。

市町が単独で、それぞれの努力でやれるところはある。やらないところはやらないというのは、ちょっと、やっぱりおかしいのではないかなという、私は、以前から疑問を持っております。

そういう中であっても、しかし、はや高校でも実施をしているということで、それが1つの世の中の、今、社会情勢として1つの大きな流れかなというふうに思いますし、佐用町も国なり県が（聴取不能）をするというまで、じゃあ待っているというわけにもいかないところもございます。

そういうことで、佐用町におきましても、さらに18歳までの医療費助成ということについて、この佐用町におきましても、その実施に向けた検討をするように、これは担当課にも指示をして、今、検討はさせております。

ただ、18歳までの医療費助成ということにつきましては、やっぱり義務教育課程を修了した年齢でありますので、その後の対象となる子供たちと言いますか、子供ですけど、まだ、の状況というのは、一律ではありません。就職され被用者保険に加入をされる方もありますし、国民健康保険で自営業を手伝う方もいる。それから、また、例えば、高校受験に失敗して、進学のために、一応、浪人生活というような形でおられる方も、これもいるというような、いろんなパターンがあるわけですね。

そういうことで、既に、10市町で実施をされておりますことは、先ほど言いましたように、十分、私も承知をしておりますが、助成の対象やその助成方法、これも各市町の中で、考え方にいろいろと差があって、まちまちであるということも聞いております。

そういう中で、そういう問題を、まず、整理していかなきゃいけないということが、前提としてあるわけです。

助成の対象者については、当然、所得制限を設けるかどうか、また、加入保険については、就職して自らが医療保険各法の被保険者・組合員となっているものを含めるかどうかとか、高校生等のみに限定するのか、また、婚姻、既に結婚をされている方も、中には出てくるわけです。婚姻をしているか、していないか。その他の条件を付与するかなどの事業化に向けての検討事項というのは、かなりやっぱり複雑にあります。

また、助成の対象額等についても、入院・入院外を対象とするのか、費用のかさむ入院のみを対象とするのか、また、本人負担額を無料とするのか、上限を設けてある程度の自己負担をいただくのか、また、助成の方法として、今、受給者証を発行し窓口完全無償化を図るのか、医療機関の窓口では3割分を支払っていただいた後に、申請による償還払いの方法をとるのかなど、事業化をするとなれば、検討事項が先ほど言いましたように、いろいろな検討事項と調整事項があり、また、その医療機関との調整も図らなければならないというふうに考えております。

また、最終的には、その財源の問題になりますけれども、ちなみに対象となる16歳から18歳までの現在での対象者は約400人というふうに数えておりまして、入院・入院外とも

に助成した場合に、これを試算をさせていただきますと、総事業費が、今の中学校までの医療費の負担に加えて、約 800 万円から 900 万円程度必要だというふうに試算をしております。

先ほど申しました、課題等を検討整理して方針を固めた上で、これを実施するというふうに、これからなれば、当然、条例の改正案等も議会のほうにも、それぞれご相談させていただいて、提案をさせていただきたいというふうにも考えておりますけれども、十分、これは検討をさせていただきます。

以上で、このご質問に対するお答えとさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） かなり検討内容が、実施に向けた具体的なペースというのか、スピードでやられているということが、今、答弁をお聞きしてわかりました。

あえてあれですけど、兵庫県保険医協会のほうで役場にも張っておられると思うんですけど、佐用町は所得制限なく中学 3 年生まで無料化を実施している。

また、先ほど紹介した 10 市町、主に西播では宍粟市、それから市川町、福崎町、神河町、それから赤穂市が既に高校までの対象、18 歳までを対象にしているという、そういうプリントされたものが、この間、自治体キャラバンで来られた方から受けました。非常に頑張っておられるということで、お褒めもいただきました。

そういう形で、ぜひ子育て支援の中で、積極的に取り組んでいただきたい。また、このグラフの中に佐用町も実施しましたよということで、来年は紹介していただけるといいなど、私は、個人的に思います。ありがとうございます。

それで、医療費の関係は、そういうことで、前向きな検討がされているということをお聞きして、再質問はないです。ぜひ実施してくださいということだけ述べておきます。

最初に、質問しました出産施設の関係は、確かに佐用町の場合、以前からありませんが、ただ、妊産婦健診事業としては、かなり近隣に比べても進んだ補助対象というか、事業として行われており、先ほどの紹介の中にもありましたように、なかなか町内の子供さんを出産されるケースが少ないんですけども、里帰りの出産もあるということで、紹介がありました。

この関係は、以前、ずっとかなり前に、いろいろと質問もした経過があるんですけど、随分時間があつたのは、最近、移住された方から、いろいろご意見を伺う中で、こうした自然豊かなところで、子供を、ぜひ育てたいという、そういう思いは、移住者の方の中でも佐用町に移住して来て、そんな大変、うれしいこともお聞かせいただいたりして、佐用町から結婚などして出られた方が、親元で出産するという、そういうこともたくさんあるんではありませんかって聞かれたので、私自身、ちょっと実態が知りたいなと思って、今回、質問に取り上げさせてもらいました。

先ほど、年間、それぞれ年度ごとに出産の人数、子供さんの人数を聞かせていただきましたが、そういった里帰りでお産された方などは、それは、町のほうでは、どんなんですか。それは、実態としては、わからないですかね。具体的に、もしわかればですが、教えていただけるとありがたいです。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 福本健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） 保健師が、妊婦さんとの面談、出産についての相談受ける中で、里帰りされて、出産されるという方は、何名かお聞きしているということでございます。
病院等も聞いておると思うんですけども、ちょっと、ここでじゃあ何人の方が実際に里帰り出産されているかというのは、ちょっと把握しておりませんので、申し訳ございません。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 参考までに、また、後ほど聞かせてください。

それでは、1 点目については、事業としてされているということでお聞きした、実態をお聞きしたということで終わります。

2 つ目の歯科保健事業の取り組みについてを質問します。

歯科の予防と治療を一体的に行う拠点施設であります佐用町南光歯科保健センターは、2018 年度で、これは一般診療が閉鎖されました。その後の歯科事業の実施と今後の取り組みについて、何度か町長に見解を伺っておりますが、改めて、よろしく願いいたします。

① つ目は、現在の南光歯科保健センター、あの部屋ですけど、医療機器もあります。どのような使い方がされていて、管理状態はどのようになっているのか、鍵がかかっている状態しか、私は見ていないので、その点、よろしく願いします。

② つ目に、介護保険法に基づく在宅訪問診療の実態についてをお伺いします。これは、ご回答の後、また、質問したいと思います。

③ つ目は、歯科予防や啓発事業、定期健診の継続、これは全町民の方を対象にしたものになったことが行われているのかどうか、その実態についてを明らかにお願いいたします。

④ 点目は、特に最近、災害が多発しており、避難所での口腔のケアの重要性が全国的にはありますが、重要性が改めて注目されているところです。また、高齢者の方々は、誤嚥性肺炎で命を落とすことなどにつながると指摘がされているところです。口腔ケアの必要性が言われ 8020 運動の取り組みが、改めて重視されております。佐用町として、今後の歯科保健事業のあり方をどのように考えて取り組もうとされているのか、よろしくご回答お願いいたします。

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、最後のご質問でございます歯科保健事業の取り組みについてにお答えをさせていただきます。

まず、歯科の予防と治療を一体的に行う拠点施設である南光歯科保健センターは 2018 年度で閉鎖された。その後の歯科事業の実態と今後の取り組みについて見解を問うということでございますが、南光歯科保健センターは、平成 30 年 4 月より歯科保健センター来院患者の診療を廃止をし、在宅訪問診療に特化した診療業務と保健事業を実施しております。

① 点目のご質問で、南光歯科保健センターの管理状態は現在どうなっているのかということであり、先ほどのご質問の中でありましたように、平岡議員は、鍵がかかっている、

何もこれを使っていないように思われているように感じるんですけども、実際には、歯科衛生士が母子歯科保健事業として、幼児の個別指導をこのセンターの機器等も活用して、南光歯科センターでかなり実施をしておりますので、鍵をかけたまま、何も使ってないということはありません。それは、よく見ていただきたいと思います。

②点目の介護保険法に基づく在宅訪問診療の実態がどうかということでございますが、先ほど申しましたように平成 30 年度より訪問診療に特化して、佐用郡歯科医師会と連携をとっております。佐用郡歯科医師会では、それぞれの地域で担当歯科医師を決めて対応していただいております、平成 30 年度は佐用郡歯科医師会へ 7 件の在宅訪問診療を依頼をしております、そのうち 3 件を町内の歯科医療機関が実施をし、残り 4 件を歯科保健センターが実施をいたしております。

また、歯科衛生士による要介護者 180 人の歯科実態調査の結果、154 人、86 パーセントがかかりつけの歯科医院があり、家族や移送サービスを利用して受診できる、受診をされている要介護者が多いことが、その調査の結果、わかっております。

このような現状から、訪問診療が必要な要介護者へは、町内の歯科医療機関による、かかりつけ歯科としての訪問診療を推進をしていきたいと思っております。また、かかりつけ歯科を持たない要介護者についても、佐用郡歯科医師会を中心に訪問診療の連携をとっているところでございます。

次に③点目の歯科予防や啓発事業、定期健診の継続は、全町民を対象にしたものになっているのかということでございますが、佐用町では一生涯を通じた歯科保健を展開しており、妊婦歯科健診を平成 30 年度から佐用郡歯科医師会へ委託して実施をいたしております。また、幼児期における個別指導を歯科衛生士が行っており、3 歳児歯科健診以降、かかりつけ歯科による継続したフッ化物の塗布の受診を推進をしております。幼児期の指導の徹底により、平成 30 年度の 3 歳児歯科健診において、むし歯の有病者が 5.6 パーセントと兵庫県でも最も少ない結果となっております。2 年ぐらい前は 10 パーセントぐらいで、県下平均ぐらいで、ずっと来ていました。それが、この歯科センターでの、やっぱり活動も続けておりますので、歯科衛生士等の取り組みもの効果もあるかと思っております。5.6 パーセントということで、県下一ということであります。

また、小中学校における歯科衛生教育の実施と、今年度は、集団アプローチができる最後の時期になる佐用高校 2 年生を対象に歯科衛生教育も実施をしたところであります。

また、一般成人におきましては、特定健診の結果による歯科受診を勧奨をしております、なお、その問診結果から 65 パーセントがかかりつけ歯科へ定期的に受診を受けているということがわかっております。

このように、町内の歯科医療機関においても、地域のかかりつけ歯科医として、継続的な予防と治療を実施をいただいているところであります。

最後、④点目の佐用町として、今後の歯科保健事業のあり方をどう考えるかというご質問でございますが、高齢者の誤嚥性肺炎予防において口腔ケアの重要性は行政、歯科医療機関だけでなく、老人福祉施設、病院等、高齢者に関わるさまざまな職種において重視されておまして、佐用町においても、介護支援専門員や病院勤務の理学療法士や言語聴覚士、訪問看護師、薬剤師、医師、歯科医師、歯科衛生士などによる多職種連携勉強会や、自立支援型個別ケア会議などを開催して、誤嚥性肺炎の予防と口腔ケアの重要性について周知しており、在宅だけでなく町内の病院や施設における誤嚥性肺炎の予防にも努めているところでございます。高齢化率が 40 パーセントを超え、高齢者に関わるさまざまな専門職が連携をすることで、今後のそうした肺炎等による死亡の減少につなげていきたいというふうに考えて取り組みを進めているところでありますので、ご承知いただきたいと思っております。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 最初の歯科センターの管理状態ということで、一般診療は閉鎖しているけれども、先ほど、答弁のように乳幼児ですか、実際、使っているのです、たまたま、そういう場面を見ていなかったということなのですが、どれぐらいの頻度で、そこは活用されているのでしょうか。私が、たまたま行った時は、いつも鍵がかかっているのです、ちょっと、そのへんお願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、福本健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） 平成 30 年度の実績でございますけれども、乳幼児の歯科相談という形で、6 カ月から 7 カ月の乳児を対象に、そういった発育相談を実施しまして、歯科衛生士によります歯科相談ですとか、離乳児期におけます歯科衛生指導などを行っております、昨年実績で 12 回、月 1 回程度ですね、12 回行われまして、参加者が 51 人参加していただいておりますという実態でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 確率としては 30 分の 1 ということでいいんですか。月にすると、そういうことで、たまたま行ったら、いつも鍵がかかっているという実態は、そういう状況だったということで、現実に行ったら、使っていないなというのがいつもだったので、そういうような印象を受けたんですけれども、確かに、朝、放送で、今日はありますとかいう時に行っておればよかったんですけど、月 1 回というような形の利用状況ということでいいんですね。

ほかには使っていないんですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 福本課長。

健康福祉課長（福本秀基君） 今、おっしゃった、乳幼児歯科相談事業については、年 12 回なんですけれども、うちの歯科衛生士、職員が歯科保健センターに行って、事務のほうをしておったり、そういう準備ですとか、それから、訪問診療にかかります事務ですとか、その他の歯科衛生士が保育園に訪問して、そういった歯科指導ですとか、あと小学校とか、学校にも行って、そういった授業にも、歯科の授業に出たりしておりますので、そういった準備段階でも、常に歯科センター使用しておりますので、さっき言いました乳児については、そういった形なんですけれども、常時歯科衛生士が行って、事務所として使っておる

という状況でございます。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 私が、そうして使っていますと言って、鍵がかかっていたと言われるのにこだわっておられるんだと思いますけれども、私も、南光支所なり、また、文化センターへ行った時に、開いている時のほうが多いですよ。そのように、あそこは、歯科衛生士のほうにも、当然、課長が申しましたように、直接あそこだけではなくて、あそこにいろいろな歯科衛生のいろいろな指導をする器具とか、いろいろなものを装備、備蓄しています。その準備なんかに、こちらにいますけれども、衛生士と、その補助員は、たびたび向こうに行って、準備をして、そして保育所とかなどに、ずっと出かけているということなので、そういうセンターとしては、まだ、そういう機能を果たしながら使っているということ、それは間違いなく、そういうことしておりますので、私もよく、それは確認しております。はい。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 役場に来た時に、健康福祉課で衛生士さん、よくお見受けするので、センターのほうの関係は、私のほうが認識不足だったということで、改めて、そちらでおられる時がかなり多いということの町長の答弁でしたから、はい、そういうことで、わかりました。

ですから、施設が、機械も重要な器具もありますから、そういった点の管理がどうなっているのかなというのが、ちょっと、気になって、町民の方からも聞かれても、ちょっと返事の仕方がなかったので、改めて、こういう場で回答していただきましたので、了解いたしました。

で、②つ目の介護保険法に基づく在宅訪問診療の実態の関係なんですけど、先ほど、町長が答弁された、いわゆるかかりつけ医による訪問診療を連携して一生涯、乳幼児から高齢者までを対象にした対応を歯科センターでやっていて、介護保険法に基づくですから、これはいわゆる高齢者です。在宅訪問診療の実態については、さっきの答弁の中では、ちょっと、もう一度確認したいところなんですけれども、40パーセントを超える高齢化率の中で、いわゆる対象者が、それこそ、多数おられます。たびたび取り上げておりますので、一番近い議会で、町長が答弁された歯科保健センターの答弁の内容では、いわゆる南光の歯科事業については、衛生士が要介護者の自宅を訪問し、歯科保健指導や予防啓発を実施しており、現在のところ、西播磨地域の自治体では、佐用町のみ実施していると。そういう実態があるということで、確かに、西播磨地域で、西播磨地域では、佐用町だけというふうにもお聞きしています。そういう進んだ取り組みがされているんですけど、その答弁、まだ、ほかにもありまして、要介護認定を受けた高齢者の自宅を歯科衛生士が訪問し、日常生活の実態、あるいは食生活の状況などについて、個別にお聞きしながら、各自に応じた口腔ケアを推進できる体制をとったので、今後はというのは、これ今年の3月議会での

町長の本会議場の質問に対する答弁で、予防事業として、これを継続していきたいということでお答えいただいているんです。

そこで、衛生士が介護保険の事業として訪問されている件数というのは、先ほどの答弁では、実態調査をする数として、紹介がありましたけれど、その実態調査の後、どういう取り組みというんですか、定期的に口腔ケアは1回で済むのではなくて、日常的な清潔にするという意味で、年1回とかそういうことではなくて、継続的な予防が必要だということだと思えるんですけど、そこらへんは、訪問調査指導というのか、そこらへんは、具体的には、今のところどんな状態なんですか。伺います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 福本健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） 昨年度から今年度にかけて、歯科衛生士のほうが要介護者の実態訪問調査というのを行っております。

これは、介護支援専門員、介護保険の介護支援専門員さんのほうから状況をいただきまして、訪問して調査しておるんですけども、先ほど、町長答弁にありましたけれども、要介護者180人を調査しております。その中で、受診勧奨ですとか、歯科衛生士によります指導等、その場で行っております。なおかつ、そういった歯科の実際の医療行為が必要な場合には、また、訪問診療という形で、もしご自身、また、ご家族で歯科医療機関まで送迎ができない方については、訪問診療という形で、佐用郡歯科医師会さんのほうに、また、依頼をいたしまして、訪問していただくという形をとっております。

ちなみに、その訪問診療の実績でございますけれども、昨年、平成30年度におきましては、実人数6人の方を延べ20回訪問していただいております。今年度、令和元年度ですけれども、現在までで、実人数で3人の方を11回訪問診療を行っておるという状況でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） 歯科センターの外来が停止した時に、いわゆる停止しますよという葉書を受け取った住民の方で、いわゆる障害がある方だったんですけど、センターのほうからの指導というのか、自分が行けるところ、車椅子だったんですが…ところに行ってくださいよという、いわゆる指導で、在宅の訪問をして診療というのか、口腔の状態を診るというようなことがなかったようにお聞きしたんです。

そういう例ですよ。例がありました。

残念なんですけど、最近、その方、亡くなられましたから、その亡くなられた要因は、別の病気だと思いますが、センターにずっとかかって、お薬もあるし、センターが診療をしてもらえなくなると、とても不安だという声を強く聞いていた方なので、私は、ちょっとショックでした。

センターの指導というのか、外来で来れない、中止するから、ほかのところへ行ってくださいという、それは1つの指導ではありますけれど、そういった確かに、車椅子だから、さよさよに乗って行けば、お医者さんに行けるでしょうということなんだけど、そこらへんが、もっと、何とか丁寧にもしてもらえなかったのかなというのが、ちょっと残念な思い

があります。そういったケースを、個別だからあれなんだけど、そういうこともあったので、ここで紹介しておきます。

なので、訪問診療については、障害がある方とか、そういう特別な方については、歯科センターの一般診療は廃止するけれども、それは、診ますというのか、何か、ちょっと、そこらへんが、大きく解釈の仕方が、いいほうに解釈しているのかもしれないんですけど、そのへんは、もう一度、もう診療は一切しないということになっているんですね。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 平岡議員から、1つの例として、今、上げられた話を聞かせていただいて、ちょっと、私、腑に落ちないところがあるんですけども、センターが一般診療を廃止すると。そこのほかの診療機関に行っていただきたい。当然、そういうことは、説明したり、通知したりはします。

しかし、今、センターにもさよさよサービスなり、そういう形でセンターも診療機関でしたから、ほかの診療医院のほうにも、行くのも同じように行かれていたんじゃないですか。少なくとも、その方も、別に家に…。

だから、家にいて在宅の場合は、特化して、在宅の診療は続けているわけです。在宅の方をしないから、どこかに行ってくれということ、それが行けなかったとか、それであれば、それが何か1つの原因のようにショックだったというふうに言われますけども、センターに行くのも同じように何かの交通機関なり、さよさよサービス利用されるなりして行かれていた。そのセンターじゃない、ほかの医療機関に行くのも、診療については、そのところは同じじゃないですか。

そのへん、私は、ちょっと腑に落ちません。話を聞いていてね。

それと、今、お話しましたように、この一般の診療機関も含めて、在宅診療も行うということで、町は、お話をさせていただいて、歯科センターにおいても在宅に特化して診療をしていただくということで、新庄先生が、それに当たっていただいている。

ただ、その診療そのものが、結果的に、こうして年間6人ほど。しかも、ほかの在宅、一般の診療医院の方々の先生も診ていただいて、町の歯科センターのほうの外来、在宅診療、その分は4件だけだったということですけども、4件はしていただいているということです。そのところ、ちょっと、もっと、ちょっと考えてみてください。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬ丞君） 高齢者の方の口腔ケアの大事さということでは、訪問歯科を活用、ぜひしてくださいねということで、これは但馬のほうの衛生士さんが神戸新聞に紹介されていまして。ちょっと、前なんですけど、平成29年9月の記事ですけども、リーフレットを作成して、相談窓口、治療なども紹介して、ぜひ障害者の方であるとか、寝たきりの高齢者の方の訪問歯科について、わかりやすく、ぜひ利用してくださいという窓口をわかりやすくするようなパンフをつくって、啓蒙しておられるんですね。

そういう点で、せっかく西播磨で唯一ですから、歯科衛生士が常駐して、そういう歯科の訪問診療というか、検診もやるということなので、こういった例は、まねをして言った

らあれですけど、進んだところのものは、ぜひ住民に対して啓蒙していくという上で、参考にしていただいたらどうかと提案したいんですけど、その点は、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） ほかのところで、そういうことされているということ、それは、必要であればやりますけども、それ以上に、先ほど、平岡議員も県下で佐用町だけ非常に進んでいるんだと言っていたように、そんなパンフレットを配るより、直接、歯科衛生士が、そうした要介護者のところに回って、その状況を見て、必要であれば訪問診療もできますと、そういうことで中も診ながらやっている。それ以上のあれはないじゃないですか。取り組みは。そこまで佐用町はやっているんですよ。

だから、そこでパンフレットを配っておられるのが進んだことで、何か佐用町は遅れているように、それを見習ったらどうだというような言い方されますけども、私は、パンフレットをそんな配るよりかは、直接、歯科衛生士が、そういう状況を見ながら、診療について話をし、訪問診療もできます。それから、その中で、実際に180人の方、訪問した中で、150何人はかかりつけがあって、そちらで診療を受けておられる。その診療を受けておられる状況も、ちゃんと歯科衛生士も見ていると、そういうところまで、佐用町はやっているんだということは、十分に認識をいただきたいと思います。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） センターを閉鎖して、特化するという段階で、いわゆる在宅の必要性があるかどうかということで、要介護者の方々を抽出してというか、ずっと訪問して行って、実態をつかまえるというか、とらまえるということで衛生士さんが検討されたというのは承知しております。

その中で具体的に必要な方については、その次なんですけど、かかりつけ医さんを見つけて、自分で、自分でいうのか、家族で歯医者さんに行ってくださいねというような指導のあり方なんです。なので、在宅で、家族が、前の時も質問した時、町長が、病院でも家族が連れていくじゃないかと、だから歯が悪かったら家族が連れて行ったらいいじゃないかというような、わかりやすい言葉で言いますが、もっと丁寧に言われましたよ。私の言い方があれですけど、そういうようなニュアンスでおっしゃいました。

けど、自分で行けない人、介護認定を受けている人で、自分で歯医者さんに行けない人については、歯科センター、町立ですから、そこで、ちゃんと対応していくということで、より何ていうか、やっていますよということになるんじゃないですか。

歯医者さんを紹介して、その歯医者さんで治療されて、いろいろされて、その後の口腔ケアは、今、郡内の歯医者さんでやっておられるんでしょうか。ちょっと、その実態もつかまえていないので。衛生指導ですね。お願いします。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 熱心に、毎回、こういう質問で、私も、どういう答弁をさせていただいたか、細かくは、本当に、どうしても記憶することはできませんけれども、でも、町の取り組みというのは、相当いろいろと考えて、特にうちは、歯科衛生士がいて、歯科衛生士も本当に、そういう実態を見ながら、そうした医療機関、また、介護施設の職員の皆さん、そういう介護をされている方、皆さん一緒に、いろいろと取り組みを考えて、特に高齢者の口腔ケア、そして肺炎をできるだけ起こさないように予防していこうという取り組みをしているということ。そのことは、毎回、私は、答弁させていただいていると思います。

歯科衛生士も、今、申しましたように、診療機関に行ってくださいということを行っているんじゃないって、佐用町には、郡の医師会の協力もいただいて、そして、佐用町としてのセンターとしても訪問診療をしますということ、その体制をつくっているわけですよ。

だから、その診療機関に行ってくださいとだけ言っているんじゃない。そのところは、十分、やっぱりわかっていたいただきたいと思います。

そして、ただ、私もこのことは、何回もお話したと思いますけども、やっぱり歯科の先生方に聞いても、訪問診療ができる診療というのは、治療というのは、やっぱり限られてくるわけです。

どうしても、きちっとした治療をしようとするれば、設備の整った診療所に来ていただいて、診療をするということが、やっぱり一番いいわけですよ。本人にとっても、その患者さんにとってもですね。

ですから、家族の方なり、それができないんだったら、少なくとも、自分でさよさよサービスなり、いろんな交通機関使って来ていただいたらできると。

だから、そういう中で、ほとんどの方は、かかりつけ医があって、そちらの診療機関のほうに行かれています。

だから、それもなかなかできない方を、やむを得ず訪問診療をしているんだと、そのように内容も考えて、やっぱり平岡議員もお話をさせていただかないと、訪問診療だけすれば、楽で、一番何でもできるんだというふうな、私は、医療じゃないと思います。

少なくとも、そうした診療器具というのは持って、最近はポータブル的な物を持ってされますけども、それはやはり、寝たまま、あんな小さな持って行けるだけの器具の中で、先生が診療されるんですから、応急的な、やっぱり診察、診療しかできないというのが、これは、私たち素人が考えてもわかることではないかと思えますけども。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） 歯科診療は、いわゆる痛いところとか、入れ歯だったら合うようにとかいう、そういう、いわゆる診療と、それから、その後、口腔ケアということで、肺炎を予防するための効果があるという口腔ケアというのが、その診療後、定期的にやることで、健全に健全な体を保つことができるというふうな、専門にしているところで紹介がありません。

なので、衛生士さんの、なかなか民間の歯医者さんは治療はされ、来られる、来院される方に対してしたとしても、その後のケアについて、対応ができていくかというのが、私は、行政として、公的なところが力を発揮せなあかん分野じゃないかと思うんですね。

そういうことができて初めて、そういう高齢者の健康が保たれる。治療だけじゃないん

ですね。

ここで紹介していますけど、高齢者の健康維持に口腔ケアが大切だということで、肺炎を予防するために専門的な口腔ケアが大きな効果を発揮しますということで、紹介がされていたり、先ほどの質問の中で、第1質問でしましたけれど、災害時に対して、助かった命が、その後、施設で避難所などで、肺炎になるなど、口の中の細菌によって起こる誤嚥性肺炎によって、いわゆる地震の時などは、それに続く、水害もそうですけれど、関連死の多くが誤嚥性肺炎であったということが、紹介されているんですね。

これは、保険医協会のパンフです。

ですから、口腔ケアというのは、虫歯とか歯周病の予防だけでなく、高齢者の命を守るケアの1つであるので、日常的にも意識づけて、それで避けられる、死亡を防ぐという、そういう重要な役割を持っているので、かかりつけ医があるからということですが、あまり私事はあるんですけど、町内の病院に家族が介護認定されまして、1人では行けないので病院に行きましたけれど、何度か通院して、入れ歯とかつくってもらったけど、合わなくなったりとか、その後の訪問指導というのはないんですね。それは、もっとケアマネジャーさんを通じて、その保健指導をしてほしいということ要望したらよかったんかもしれないんですが、最近、そういう例もありましたから、ケアマネさんを通して、定期的な口腔清掃を希望しましたけれども、なかなか町からは返事も現実にはないんですね。

なので、診療だけではなくて、口腔ケアという、そういう分野で、ぜひこれは行政として、力を入れてやってもらいたい。

実際に、民間の歯医者さんがやっておられるんだったら、それ私は知らないのですが、実態としてどうなのか、つかんでおられたら紹介してください。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 担当のほうから、また、お答えさせていただきますけども、実際に、診療をして、歯が腫れて痛い。

例えば、歯がなくなっかめるようにするとか、こういうのは診療、歯科の先生がされます。

あとの歯の中を、口の中を清潔にするというのは、これはやっぱり一人一人、本当に日常生活の中で、実際にやらなきゃいけない。食べたらすぐに、口をゆすいで、歯を磨いて。

だから、歯科医師が、それをするとか、例えば、今、佐用町の訪問診療で行ったって、その時はきれいにできたとしても、ほとんどの時は、生活の中で、食べたら、もう何時間後には、口の中いっぱい細菌が繁殖するわけです。

誤嚥性肺炎というのは、私らもわかりますけれども、当然これは、歯科の治療をしたから誤嚥しないかっていったらそうじゃない。全くこれ気管のここの機能が衰えて、もうはや私らでも、しょっちゅう誤嚥してしまって、ごほんごほん咳を出さなきゃいけない。そういう老化現象ですから出ます。

だから、歯科衛生士も、そういうことをしてくださいという指導はさせていただかなきゃいけない。しています。行政として。

ただ、あとは、やっぱり家族の方、自分ができるだけ中を清潔にするようなことは、日常的にさせていただくということが大事であり、それは、かかりつけ医だろうが、みんな同じように言われますし、できる範囲は、その範囲です。今のところね。

ずっとついていて、介護士、当然、施設なんかにおいては、そういうことで、できるだ

けということで、食べた後、みんな一緒に、一斉に歯を磨いたり、自分でできない人は、多分、介護士の方が口の中をきれいにしたりということをしていただいているんだと思いますけどもね、そういう努力はしておりますのでね。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 課長、答弁ありますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 福本健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） すみません。

歯科診療機関での口腔ケアについては、ちょっと私も詳しくないんですけども、先ほど、当初の答弁にもありましたように、佐用町は高齢化率が 40 パーセントを超えて、高齢者がかなり多くなってきております。

ですので、当然、誤嚥性肺炎で亡くなられる方というのも、数は増えておるんですけども、これは高齢者が多いということで、数字も上がってきているという状態かなと思っております。

口腔ケアにつきましては、他職種連携勉強会というのを佐用町で持っております、これには、それぞれ高齢者に関わっておられます介護支援専門員ですとか、看護師さん、また、お医者さん、歯科医師、それから歯科衛生士などが、四半期に 1 回ぐらいのペースで、そういう勉強会を開催いたしまして、そういった高齢者にかかわっておられる関係者の方で、そういった誤嚥性肺炎の予防ですとか、口腔ケアの重要性についての勉強なり話し合いをしていただいて、在宅だけじゃなくって、当然、病気になられたら病院に入院されたりですとか、高齢になられますと介護施設に入所させるケースが多ございますので、当然、そういった施設、病院の方々も誤嚥性肺炎についての予防の知識を持っていただくということで、そういった会を持っておるといってございまして。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 課長のほうが、誤嚥性肺炎については、いろいろな専門職の方で、四半期ですか、年に 3 回ぐらいは学習会をされているということでもいいんですね。

それは、それで大事なんですけど、介護保険、施設、在宅もそれを町として、ぜひ取り組んでほしいんですが、施設で口腔ケアを実際に、センターがある当時の話になりますけれど、実際に、報告、年報というんですか、そこで実際やったよというところで紹介されていますが、町内にある特別養護老人ホームで口腔ケアをセンターから出向いて行ってすることで、その入所されている方々の入院される人が減るとか、それから、誤嚥性肺炎についても、毎年することによって、4 年目にはゼロになるとか、そういった口腔ケアをすることの顕著な実績が上がってきていますので、結果、県のほうも、そういう福祉施設に対して、ほかの施設にもぜひ広げるという意味も多くあると思いますけれど、表彰さ

れたり、毎年のように表彰されたり、そういう実績がありますね。

西播で2カ所だった、その福祉施設の口腔ケアの取り組みが、今では10カ所を超えているというふうにはお聞きしておりますけれど、そういうような形で、施設に入所されている方は、その職員の方も含めて口腔ケアの学習もして、健康を保つように、介護が重度にならないようにいうことで、取り組みがされています。

ところが、在宅の場合は、家族任せというか、そういった点で、口腔ケアというのは、衛生士による、民間の佐用町は確かに歯医者さんありますから、その歯医者さんで、口腔ケアを、ちゃんと徹底していただけるように、それは移行していきますということを、歯科センターを、一般診療をなくす時に在宅とか介護のほうに特化していく中で、謳われているので、ぜひこれは実行してほしいんですね。

その効果は、介護サービスの施設で顕著にあらわれているわけだから、先ほど、課長も答弁あったように、誤嚥性肺炎で佐用町でそういうことで亡くなる人が1人もいなくなるように、そういうことを目標にして取り組んでいただきたいと思いますがいかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 平岡議員が、何か、この歯科保健センターの一般診療を廃止して、今のような形になると、何もしていないような雰囲気の話のニュアンスで言われるんですけども、私そこは歯科衛生士がおりますし、先ほど言いましたように、歯科衛生士は、ここにも実際の席は、この健康福祉課におりますけれども、あちらのほうにも行って、同じ、そうした歯科の予防活動、そうした口腔ケアとか、高齢者のケアをして、歯科医療機関にもつないだり、調査をしたり、そういう活動は同じようにやっているの、何ら変わらないんですよ。変わっていない。

ですから、そのあたりは、歯科センターがあった時でも、じゃあ十分にできていたかという、だんだんと、そういうことができ上ってきた中で、ほかの、そうした施設の方々も、そういうことに非常に興味を持って、みんな勉強しようということで取り組まれたと。これは、別に佐用町だけじゃなくて、ほかの全国的にも、そうした介護施設なんかは、特に、そういうことに、みんな力を入れるようになってきております。

だから、歯科センターが、当然、いろんな役割を果たしてきたことは、当然、当時あるわけですけども、先ほども申しましたけども、歯科の子供たちの、例えば、虫歯の罹患率、今回、県下一になったと。でも、歯科センターがあった時、ずっと長くやって、それもやっていましたよ当然。でも、県下の平均じゃないですか。佐用町だけ、旧南光町だけが、非常によかったということはないんですよ。それは。

だから、今でも、それはやる。そういう歯科センターとしての一般診療がなくなっただけであって、そうした必要な、行政の今取り組みというのは、みんな一生懸命、衛生士も、また、それを介助してやっている補助員の方も取り組んでおりますので、そのへん十分に、また、歯科衛生士のほうからも、それだけ興味を持って熱心に思っているんですから、十分に聞いてください。

私が、これ以上、言いよっても、本当にこれ以上の答弁はできませんので。

〔副町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、副町長。

副町長（坪内頼男君） 町内の開業医の歯科医師の先生方が、口腔ケアの、そういった指導という言葉、ちょっと使われたんですけども、この口腔ケアと、あるいは、在宅訪問歯科については、町内の開業医の先生方も、非常に熱心に行政と歯科衛生士も間に挟んで、協議して、今、そういう検討もしているということですけども、歯科センターのあり方を検討する中でも、そういった認識というんですか、意識を持って対応されていますので、あたかも在宅の訪問歯科の先生方が、そういう意識が低いような、ちょっと言い方をされたので、それは、訂正というんですか、そういう認識は改めていただきたいと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） 言葉尻ではないので、実際に具体的に、じゃあ民間の歯医者さんが、口腔ケアで実際に訪問されて、そういう実績がどれぐらいあるのか、具体的な数字を示していただけますか。実績です。

〔副町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、副町長。

副町長（坪内頼男君） 在宅の訪問歯科の診療は、町長が答弁させていただいたように、本年度は7件で、そのうち4件が、うちの歯科センターが対応しているわけですけども、そういった実際の具体的なケースの中で、私、お話しているんじゃないし、そういう、その口腔ケアの重要な認識を持って、いろんな実際の、こういう訪問もそうですけども、行政との協議、あるいは、いろんな対応の中でも、いろんな計画なんかをつくるのにつきましても、開業医の先生方のご意見も聞きます。そういう中で、きちりとした認識を持っておられるということも、私は、お話ししたかったわけです。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） ちょっと、平岡議員から聞いていますと、本当に医師会の先生方、本当に何で、そんな言い方されるのかというふうに言われるように、私は聞こえます。

というのは、診療においては、当然、そうした訪問もしていただいたり、でも大部分は、それぞれの歯科医院の中で、そういう介護が必要な方もされているわけです。

でも、うちの訪問介護だって、先生だって、口腔ケアのためだけに、ずっと回っておられるようなことはあり得んわけですよ。

それは、少なくとも、先生方が診療も治療もないのに、ケアだけに回るというようなことは、こんなことが、今、できますか。

そういうことは、うちの歯科衛生士が回ったり、それから、それぞれの施設なら、施設の中で、皆さんと一緒に勉強して、先ほども話したように、みんなで、そういう高齢者の皆さん、寝たきりのような方々のケアを、衛生的に口のケアをしようということで取り組んでいただいているので、それを、今の質問で、診療所の先生方が、口腔ケアのために何

件回っておられますか。答えてくださいというような、それは、ちょっと、あまりにも何か実態がおかしいご質問だというふうに思います。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） まあ、とらまえ方なんでしょうけど、口腔ケアの大切さというのを、専門の先生ですから、よくご存じで、それを実際にケアされる衛生士さんであるとか、専門の人たちに、ずっと勉強会をして、そういうことの認識をしていくという取り組みをされているというのは、ものすごく大事なことでされているので、それは評価します。

それとあわせて、歯科医さんが、実際に治療された方々に対して、高齢者の介護認定を受けられた方などの、いわゆるかかりつけ医さんが、その後々のケアをどんなふうに行っているのか。それは、誤嚥性肺炎などは1回の治療じゃ終わらないんですね。定期的に、やっぱりするということが、基本なんですよね。それは、もっと専門の方のほうが、よくご存じで、私が言うよりも、だから、そういうことが実際に行われて、私は、目標として、誤嚥性肺炎などで、そういうことの原因で亡くなる人がないように、佐用町としては、すごい頑張っているんだということが、実績として出るように、取り組んでほしいという要望です。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） そのことは、今、数字的にも86パーセントぐらいな人は、歯科、かかりつけ医のほうに行って診療も受けられている。

その診療の中で、その時に先生方は、そういう指導も、予防的な指導もされているんですよ。

だから、診療のたびに、歯の磨き方、こうしてくださいとか、そういうのを持って、口の中をきれいに、洗浄する液で洗ってくださいとか、そういう意識を持って、先生方そこでされているんでね、何も、家々回って、一人一人に、そんなことできる、そういう医療まで、今、求めるというのは、それは無理ですよ。だから、そういうことはされているということなので、それを、先生方が、家へ回って、そういうことまで、あとのケアまでされているんですかなんていような、そんな質問をされても、それは先生方も、何でそんなことまで、言われて、そんなことができないことまで質問されるのかというふうに言われますよ。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） 平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） できないことを言っているんですか。

口腔ケアの、私は、重要性を、ぜひ実際にやってほしい。それは、介護の施設なんかは取り組んで、それは、今、介護保険制度の中では、そういう取り組みをすることで、加点と言うんですか、点数が増えて、そういうふうな仕組みになっているようです。

ですので、することによって、決して、マイナスではなくって、患者さんも喜ぶし、また、先生方も、そういう歯科の診療の分野でも潤うと言ったら変ですけども、そういうことが可能になるわけで、介護保険制度の中で、そういうこと認められたものですから、ぜひ、その介護保険の認定をされた人に対しては、口腔ケアを介護保険制度を活用して、ぜひ実現して、実行してほしいという要望を重ねて伝えまして、質問を終わります。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、福本健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） 失礼します。

先ほど、最初の質問で、里帰り出産の件数を、ちょっと答えられませんでしたので、確認しましたところ、保健師が、その対象者の方を訪問した中で、聞き取った中では、平成 28 年度で 20 件、平成 29 年度で 23 件、平成 30 年度で 16 件の里帰り出産があったということでございます。

議長（山本幹雄君） 平岡きぬゑ君の発言は終わりました。

これで通告による一般質問は終了しました。

これにて、本日の日程を終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めますので、これで本日の日程を終了します。

お諮りします。議事の都合により、明日 12 日は、本会議を休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

次の本会議は、12 月 13 日、金曜日、午前 9 時 30 分より再開します。

それでは、これにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後 0 3 時 1 8 分 散会